

外国公務員贈賄防止指針 (案)

平成 1 6 年 5 月 2 6 日

(最終改訂：令和 6-3 年 ●-5 月)

経 済 産 業 省

(改訂履歴)

平成 1 8 年 5 月改訂
平成 1 9 年 1 月改訂
平成 2 2 年 9 月改訂
平成 2 7 年 7 月改訂
平成 2 9 年 9 月改訂
令和 3 年 5 月改訂
令和 6 年 ●月改訂

目 次

第 1 章	指針の背景と目的	-----1
1.	指針の背景	
2.	指針策定の目的	
3.	指針の構成及び留意事項	
第 2 章	企業における外国公務員贈賄防止体制について	-----5
1.	基本的考え方	
2.	企業が目標とすべき防止体制の在り方	
3.	子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方	
4.	有事における対応の在り方	
5.	その他	
第 3 章	不正競争防止法における処罰対象範囲について	----- 23
1.	外国公務員贈賄罪の構成要件	
2.	外国公務員等の定義	
3.	罰則	
4.	外国公務員贈賄罪の適用事例	
第 4 章	その他関連事項	----- 42
1.	OECD条約の義務を履行するための関連措置	
2.	その他国内における関連施策	
3.	<u>国際的な諸外国等の法制度及び運用に関する動向</u>	

第1章 指針の背景と目的

1. 指針の背景

企業活動のグローバル化・ボーダーレス化の進展に伴い、我が国企業の国際商取引は拡大の一途にある。海外市場での商取引の機会の獲得、維持を図るに当たっては、製品やサービスの価格や質による公正な競争が行われるべきであり、外国公務員贈賄等による不公正な競争は防止されるべきである。

かかる認識は世界的にも共有されており、平成9年にOECD（経済協力開発機構）において採択された「外国公務員贈賄防止条約（「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」¹⁾）」の作成につながった。当該条約に基づき、先進国を中心とした各国の共同歩調の下で、各国が外国公務員贈賄防止について同等の措置を講じることとなった²⁾。

○ 条約の主な内容

(1) 犯罪の構成要件

- ある者が故意に、
- 国際商取引において、商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、
- 外国公務員に対し、
- 当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、
- 当該外国公務員又は第三者のために、金銭上又はその他の不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与すること

(2) 外国公務員の定義

- 外国（外国の地方公共団体も含む）の立法、行政、司法の職にある者
- 外国の公的機関（公共の利益に関する特定の事務を行うために特別の法令によって設立された組織）の職員等外国のために公的な任務を遂行する者

¹ 以下「OECD 条約」又は単に「条約」と省略する場合がある。条約及び平成9年11月に条約と共に採択された注釈（コメンタリー）に関する情報については、<https://www.oecd.org/corruption/oecdanti briberyconvention.htm>（条約及び条約注釈原文）を参照。

条約本文の日本語訳については、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/jo_shotori_hon.htmlを参照。

² 本条約は、OECD加盟国以外にも開放されており、令和5元年97月現在の条約締約国は、OECD加盟国386ヶ国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ共和国、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国）に、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、コロンビア、コスタリカ、ペルー、ロシア、南アフリカ、ルーマニアの78ヶ国を加えた454ヶ国である。

- 公的な企業の職員等外国のために公的な任務を遂行する者
- 公的国際機関の職員又は事務受託者

(3)制裁

- 効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰
- 刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄罪と同程度
- 法人も処罰
- 賄賂及び贈賄を通じて得た収益の没収又は同等な効果を有する金銭的制裁
- 追加的な民事上又は行政上の制裁を科すことも考慮

(4)裁判権

- 属地主義を原則として裁判権を設定
- 属人主義については、各国の法原則に従って、これを採用すべきか決定

(5)資金洗浄

- 自国の公務員に関する贈賄又は収賄と同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用

(6)その他

- 上記以外に、条約の実効性を確保するため、会計、相互援助、犯罪人引渡し、各国の実施状況のフォローアップ等をあわせて実施。

OECD 条約を締結するに当たり、我が国においても、平成 10 年に不正競争防止法を改正（平成 11 年 2 月施行）し、各国も外国公務員贈賄に対する刑事罰を導入する³等の対策を講じているところである⁴。（我が国の対策の詳細については、第 3 章及び第 4 章参照。）

その後も 昨今、外国公務員贈賄を含む不正・腐敗問題に対する世界的な意識は、急速な高まりをみせ たて ている。平成 15 年 6 月のエビアン・サミット（「腐敗との戦いと透明性の向上:G8 宣言」⁵）、同年 10 月の APEC 首脳宣言（「未来に向けたパートナーシップに関するバンコク宣言」⁶）、平成 16 年 11 月の APEC（「腐敗との闘い及び透明性確保のためのサンティアゴ・コミットメント」及び「腐敗との闘い及び透明性確保に関する APEC 行動方針」の承認）、平成 19 年 7 月の APEC（「APEC 公務員の為の行動規範」及び「反贈賄ビジネス行動規範」の承認）、平成 22 年 11 月の G20（G20 首脳による「腐敗対策行動計画」の採択⁷）、平成 26 年 11 月の APEC 首脳宣言（「腐敗防止に関する北京宣言(附属書 H)」⁸）

³ 平成 13 年 6 月には、外国公務員等の定義の明確化等を図るために、平成 16 年 5 月には、外国公務員贈賄罪に国民の国外犯処罰を導入するため、不正競争防止法を一部改正した。

⁴ 本指針策定時（平成 16 年）の議論等については、「外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について」（平成 16 年 2 月 6 日、産業構造審議会貿易経済協力分科会国際商取引関連企業行動小委員会。<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/03zowaishoui.pdf>）も参照のこと。

⁵ 宣言の仮訳は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/evian_paris03/fttk_z.html。

⁶ 宣言の仮訳は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2003/shuno_sen.htmlhttps://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11865637/www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/apec/2003/shuno_sen.html。

⁷ 「行動計画」の仮訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/seoul2010/annex3.html>。

⁸ 宣言の内容は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000059616.pdf>。APEC 参加国・地域は、腐敗対策

等首脳レベルで作成された文書の中で不正・腐敗問題が明記される等、取組強化が提言された⁹ている。また、令和元年6月に日本で行われたG20大阪サミットの首脳宣言においても、~~腐敗を防ぐグローバルな努力において先導的な役割を担うことへのコミットメントも明記された。~~加えて、国連においても、先進国のみならず開発途上国も広く参加した形で、国内公務員に関する贈収賄、外国公務員に対する贈賄等の規制を含む「腐敗の防止に関する国際連合条約」(UNCAC)の署名式が平成15年12月に行われ、我が国も署名した~~ところである~~¹⁰。

このような環境の変化も踏まえ、広く我が国の関係者に対し、外国公務員等への贈賄問題に対する認識の向上を図る必要性が生じていることから、平成16年5月に本指針が策定され、ことが、再度求められその後も適時に改訂がなされてきている。

2. 指針策定の目的

外国公務員等に対する贈賄は、外国公務員等が所属する国における贈賄罪に該当するとともに、我が国不正競争防止法上違反ともなり得る行為である。しかし、国際商取引を行う企業に対しては、刑事罰の対象であるか否かにかかわらず、不正・腐敗を招いていると誤解されないような行動をとることが企業統治の面から必要とされている。

このような不正・腐敗問題に対応するためには、予防的アプローチが極めて重要である。不祥事が顕在化した後では、企業イメージに回復しがたい悪影響を及ぼすことになりかねない。

このような認識の下、本指針は、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として策定されたものである。具体的には、外国公務員贈賄防止対策を講じるに当たっての参考となる情報を提供している。このような情報提供を通じ、企業にとっては外国公務員贈賄罪に関する理解の向上や予見可能性の向上に資するものと思われる。

~~への実質的な協力を強化することを決意し、APEC 腐敗防止・法執行機関ネットワーク (ACT-NET) などの腐敗対策メカニズム及びプラットフォームの利用を通じて、腐敗公務員の本国送還や引渡し、並びに、汚職による収益の没収及び回収に関する協力及び調整を強化することをコミットすることとした。~~

⁹ 外国公務員贈賄を含む腐敗問題への取り組みに関する国際動向は、第4章3.(3)を参照。

¹⁰ 我が国では、平成29(2017)年に条約を実施する国内法が国会で可決成立し、同年に本条約を受諾締結。腐敗防止のための締約国間の協力を促進し、条約実施のためのレビュープロセスのあり方等について検討するため、2年ごとに締約国会議を開催。<https://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/country-profile/index.html>

各企業においては、本指針を参考としつつ、既存の対策を見直し新たな対策を導入することや、企業内の国際商取引に関連する部署への普及・教育活動を行う等具体的な行動につなげていくことが、強く期待される。

3. 指針の構成及び留意事項

本指針においては、第2章において各企業が目指すべき外国公務員贈賄防止体制を提示する。次に、各企業が提示された具体的防止策を円滑に構築できるよう、第3章において不正競争防止法による処罰対象範囲、第4章において国内外の関連事項について基礎情報を提供している。

なお、本指針で言及する企業の内部統制の在り方は、本指針を策定・改訂した時点での現状を分析した結果に基づくものである。企業に求められる内部統制の水準は、経済社会の環境変化に応じた流動的なものであり、発展を続けていくものである。各企業は、この点に留意して対策を継続的に見直す必要がある。

また、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪については、現時点では適用事例は少なく、その詳細は、今後の更なる判例の積み重ねを待たねばならない。このため、指針で記載する法の解釈等の内容は、現時点の判断に基づいたものである点に留意ありたい。

第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について

本章においては、個々の企業レベル及び企業グループにおける外国公務員贈賄防止対策の実効性を高め、内部統制システム¹¹の一環として、外国公務員贈賄防止のための体制（以下、「防止体制」と言う。）の有効性の向上を図るための参考となる方策等を例示する¹²。

1. 基本的考え方

（1）背景

消費者意識の向上や事業の国際化等により、企業の社会的責任は増大しており、法令遵守の確保、業務の効率化等の観点から、企業において各種の内部統制の取組が積極的に行われている。

このような内部統制に関する取組は、外国公務員贈賄防止にあたっても極めて有効である。平成15年6月のエビアン・サミットでは、外国公務員贈賄に関し、政府が民間企業のコンプライアンス・プログラムを策定することを勧奨すべきということで一致し¹³、さらに、平成19年9月のAPEC閣僚会議において「APEC反贈賄ビジネス行動規範」¹⁴が採択されたこと、平成21年11月に採択されたOECD理事会勧告「さらなる贈賄防止に向けた勧告」の附属書Ⅱに「内部統制、企業倫理及び法令遵守に関するグッド・プラクティス・ガイドランス」¹⁵が掲載されたことも、この点を明確に裏付けている。

¹¹ 本指針において、「内部統制システム」は、会社法第362条第4項第6号、第399条の13第1項第1号ロ及びハ又は第416条第1項第1号ロ及びホ並びに会社法施行規則第100条、第110条の4又は第112条にそれぞれ規定される、情報保存管理体制やリスク管理体制等の各体制の総称、すなわち「業務の適正を確保するための体制」をいうものとして用いる。

¹² なお、本章で例示する方策は、法令上の義務を示すものではなく、一律に全ての取組を要請するものではない。しかしながら、各企業においては、例示された内容を参考としつつ、防止体制の構築・運用が適切に行われるよう、早急に検討を開始し、対応を行うことが期待される。

¹³ 腐敗との戦いと透明性の向上に関するG8宣言では、「2.我々は、贈収賄対策のための法律の実施を強化し、民間セクターが関連する遵守計画(related compliance programs)を策定することを奨励する。我々は、…2.2 民間セクターが、外国人との間での贈収賄を処罰するための国内法に関して、企業遵守プログラム(corporate compliance programs)を策定し、実施し及び強化することを要請する。」こととされた。

¹⁴ ~~APEC 閣僚会議共同声明の骨子は、https://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/apec/2007/kaku_ksk.html、~~
当該規範の内容は、https://www.apec.org/Groups/SOM-Steering-Committee-on-Economic-and-Technical-Cooperation/Task-Groups/-/media/Files/Groups/ACT/07_act_codebrochure.ashx<https://www.apec.org/publications/2007/09/apec-anticorruption-code-of-conduct-for-business-september-2007>。

¹⁵ ~~30 頁目から 32 頁目にかけて、同ガイドランスが記載されている。https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/ConvCombatBribery_ENG.pdf同ガイドランスを含む OECD 理事会勧告「さらなる贈賄防止に向けた勧告」は 2021 年に改訂。<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0378>~~

(2) 外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性

外国公務員贈賄罪に対する捜査体制は、我が国においても強化されている¹⁶。また、海外、特に、米国や英国においては多数の摘発が行われており、中には、我が国企業を処罰対象とした事例や、1 千億円を超える制裁金が科された事例も見られる。

さらに、実際に企業が外国公務員贈賄罪に問われた場合には、刑事罰以外に、取引先との取引停止やブランド価値の毀損など非常に大きな損失が生じる¹⁷。

外国公務員贈賄は、海外企業にのみ関係のあるリスクではない。日本企業が海外で事業を行う上で、まさに現に直面している重大なリスクであることを再確認する必要がある。

我が国判例上、取締役は、善管注意義務の内容として、企業において通常想定しうる不正行為については、それを回避するための内部統制システムを構築する必要があるとされていることを踏まえると¹⁸、このような外国公務員贈賄リスク（以下、「贈賄リスク」と言う。）が通常想定される事業を実施する企業は、内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るために必要な防止体制を構築する必要があるものと考えられる。

また、内部統制システムの一つとして位置づけられる防止体制の構築は、刑事罰（法人両罰規定）の適用においても考慮されることが期待される。すなわち、判例上、法人が処罰される根拠は、法人の行為者たる従業員の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がない限り事業主も刑事責任を免れないとすること¹⁹「事業主に右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止す

¹⁶ 警察では、各都道府県警察に外国公務員贈賄対策担当者を置き、また、検察では、各特別捜査部に担当検察官を置いた。

¹⁷ 例えば、国際金融機関からの取引停止、世界銀行等国際開発金融機関による排除リストへの掲載、貿易保険の引受拒絶等の制裁を受ける可能性がある。詳細は、第4章2. を参照。

¹⁸ 日本システム技術事件最高裁判決（最一判平成 21 年 7 月 9 日判時 2055-147）は、代表取締役が被告となった事案であるところ、当該代表取締役の会社法第 350 条に基づく損害賠償責任の有無について、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたものといえることができること、当該不正行為が通常容易に想定し難い方法によるものであったといえることができること、当該代表取締役において当該不正行為の発生を予見すべきであったという特段の事情も見当たらないことなどの事情の下では、当該代表取締役は当該不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできないと判示した。

¹⁹ 最高裁は、「事業主が人である場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他の従業員の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定したものであって、事業主において右に関する注意を尽くしたことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とすることは、すでに当該裁判

るために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定したもの」(いわゆる過失推定説²⁰⁾)にあるとされるため、防止体制の構築は当該注意を尽くしたことの一つの根拠になり得ると考えられることによる。

このように、取締役の会社法上の責任であれ(民事責任)、法人両罰規定²¹⁾の適用であれ(刑事責任)、従業員が贈賄行為を行った場合に結果責任を問われる性格のものではない。

(3) 本指針における内部統制の考え方

企業における内部統制の在り方については、国内外で様々な取り組みが行われているところである²¹⁾。また特に、平成 26 年の会社法改正において、従来会社法施行規則において規定されていた株式会社及びその子会社から成る企業集団の内部統制システムの整備についての規定²²⁾が法律に格上げされ、また、内部統制システムの運用状況の概要についても事業報告の対象とされたことが特筆される。

本章で述べる内部統制の在り方については、各方面で行われている既存の成果も参考に、これらを尊重しつつ、外国公務員贈賄防止の視点に特化して、防止体制の構築・運用にあたり留意すべき内容を例示したものである。

(4) 防止体制の構築及び運用にあたっての視点

防止体制の構築及び運用にあたって、特に重要な視点としては、①経営トップの姿勢・メッセージの重要性、②リスクベース・アプローチ、及び③贈賄リスクを踏まえた子会社²²⁾における対応の必要性が挙げられる。

①経営トップの姿勢・メッセージの重要性

過去の国内外の処罰事例では、現場の従業員が賄賂は会社のためになると

所屢次の判例・・・の説示するところであり、右法意は、本件のように事業主が法人(株式会社)で、行為者がその代表者でない、従業者である場合にも、当然推及されるべきである」と判示した(最判昭和 40 年 3 月 26 日刑集 19 卷 2 号 83 頁(外為法違反事件))。

²⁰ この点については、「無過失免責が肯定されるためには、一般的、抽象的な注意を与えたのでは足りず、積極的、具体的に違反防止のための指示を与え、違反防止に努めたことが要求されているが(たとえば、東京高判昭和 48・2・19 判タ 302 号 310 頁参照)る、その結果として、厳格な責任が追及され、事実上免責が困難になっていることが重要である。」(山口厚「刑法総論[第 3 二版]」41、42 頁、有斐閣、2016 年)との指摘がなされていることに留意すべきである。

²¹ その一つとして、経済産業省の「リスク管理・内部統制に関する研究会」があげられる。本研究会は、平成 15 年 6 月に企業や産業界の取組を支援するため、「リスク新時代の内部統制～リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針～」を策定し、公表した。本文及び概要は、<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1368617/www.meti.go.jp/kohosys/press/0004205/index.html>。

²² 本指針において、「子会社」は、会社法の実質的支配基準に則り、いわゆる孫会社や曾孫会社も含めた概念として用いる。なお、会社法上の子会社の定義については、会社法第 2 条第 3 号、会社法施行規則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 3 項参照。

して「正当化」することが見られるが、経営トップのみがそのような誤った認識を断ち切ることができるため、経営トップは、以下の点ことを全ての役員及び従業員（役職員）従業員に対して明確に、繰り返し様々な手段²³で示すことが効果的である。

- 利益獲得のために不正な手段を取ることなく、迷わず法令遵守を貫くことが中長期的な企業の利益にもつながること
- 役職員従業員は不正な手段を利用して獲得した利益は評価されず、厳正に処分されること
- 過去に法令遵守を軽視する企業文化があったとしても、そのような「旧弊」は断ち切らなければいけないこと

②リスクベース・アプローチ

企業が直面する贈賄リスクの全てに対し、一律の防止体制を構築・運用するのではなく、各事業部門・拠点における贈賄リスクの程度に応じた対策を講じることが効果的である²⁴。贈賄リスクが高い事業部門・拠点や業務行為については、高リスク行為に対する承認ルール²⁵の制定・実施、役職員従業員に対する教育活動や内部監査といった対策を重点的に[※]実施してリスク低減を図り、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。

~~※注 例えば、リスクが高くなるにつれ、より上位の者を承認者としたり、教育、監査といった対策を高い頻度で行ったり、幅広い内容で行ったりすることが考えられる。~~

リスクベース・アプローチの実施にあたっては、各企業における事業活動の規模・内容、現地の事業環境、商習慣等の個別の事情を踏まえた贈賄リスクの特定・評価を行う必要がある。例えば以下を実施し、残存する贈賄リスクに対する対策が、既存の防止体制²⁵では不十分であると判断されたものに対しては、防止体制の更なる強化や事業内容の変更等を検討する。この贈賄リスクの高低については、進出国の贈賄リスク、事業分野の贈賄リスク及び賄賂提供に利用されやすい行為類型に着目し、これらを総合勘案して判断することが基本となる。

²³ ビデオメッセージ、文書の配布、電子メールの活用や、海外の事業部門・拠点の従業員に対しては、現地語に翻訳したメッセージを用意することも考えられる。また、経営トップのみならず、現場の従業員により近い、各事業部門や拠点などのコンプライアンス責任者が、経営者と目線を揃えた同趣旨のメッセージを重ねて発出することが、全従業員への経営トップのメッセージの浸透を図る上で効果的である。

²⁴ 国際機関・海外当局発行のガイドライン等においても、贈賄リスクの程度に応じた措置をとることを推奨している。国際機関・海外当局発行のガイドラインについては、第4章4.（3）を参照。

²⁵ 具体的な防止体制の構築については、次節「2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方」を参照。

- 贈賄リスクの特定にあたっては、進出国の贈収賄罪に関する法令や贈収賄の実態を含め、社内外から十分な情報を収集する。外国の法令や慣習の情報収集を個々の企業が行うことが困難な場合には、各国の事情に詳しい現地の商工会議所を活用することや、進出先国毎に企業が参集して、研究を行い、情報を収集・整理することも考えられる。また、社内での情報収集にあたっては、海外の事業部門・拠点の役職員従業員に対するヒアリングやアンケート調査による情報収集を行うことが考えられる。
- 特定された贈賄リスクの高低の評価にあたっては、各贈賄リスクの顕在化の可能性や顕在化した際の影響度をもとに判断を行う。
- 贈賄リスクの評価結果を適切に記録し、企業の事業活動やビジネス環境の変化、防止体制に対する監査結果等を踏まえて、評価結果を定期的に見直し、防止体制の改善を図る。

また、一般的に考慮すべきと考えられる贈賄リスクとしては、例えば以下が考えられる。

(i) 進出国

国別の贈賄リスクについては、例えば、世界銀行グループが公表する世界ガバナンス指標 (The Worldwide Governance Indicators) ²⁶や、国際 NGO であるトランスパレンシー・インターナショナルが公表する腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) ²⁷が参考となる。

進出国については、一般的に、アジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと考えられる^{28,29}。

(ii) 事業分野

²⁶ 世界ガバナンス指数 <https://info.worldbank.org/governance/wgi/>

²⁷ 腐敗認識指数 <https://www.transparency.org/research/cpi/>

²⁸ 国別の贈賄リスクの評価については、例えば、世界銀行グループが毎年発行している、Doing-Business Report (<https://www.doingbusiness.org/reports>) や世界ガバナンス指数 (The Worldwide Governance Indicators, <https://info.worldbank.org/governance/wgi/>)、また、NGO・Transparency International の腐敗認識指数 (<https://www.transparency.org/research/cpi/>) 等を用いることが考えられる。

²⁹ 他方で、1999年2月から2014年6月までの間にOECD外国公務員贈賄防止条約加盟国で起きた427件の事件を分析した、2014年OECD贈賄レポートは、調査対象のうち3分の2の事件は、いわゆる先進国等の公務員に支払われていたこと(同加盟国41カ国のうち、24カ国、G20加盟国19カ国のうち15カ国の公務員が収賄されていたこと)が判明したと報告する。これを受けて、グリア事務総長は、腐敗は途上国で起こっているという神話は覆されたと述べた。<https://www.oecd.org/corruption/oecd-foreign-bribery-report-9789264226616-en.htm>

~~また、事業分野については、その事業の実施に現地政府の多数の許認可を必要とする状況が認められる場合、又は、外国政府や国有企業との取引が多い場合など外国公務員等と密接な関係を生じやすい性格を持つ場合には、一般的に、贈賄リスクが高いものと考えられる。~~

(iii) 第三者との関係³⁰

~~行為類型については、~~

~~—(i) 現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント等）を利用する場合やの起用・更新、ジョイントベンチャー、コンソーシアムを組成する場合は、第三者によって贈賄が行われるリスクが生じると考えられる。~~

~~こうした第三者による贈賄行為であっても、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある³¹。~~

~~—(ii) 高リスクと考えられる国・事業分野におけるジョイントベンチャー組成の際の相手先の選定や、高リスクと考えられる国・事業分野におけるSPCの利用、~~

~~—(iii) 高リスクと考えられる国・事業分野において当該国の政府関連事業実績の多い企業に対するM&A（株式の取得等）、~~

~~—(iv) 受注金額や契約形式等から勘案して贈賄リスクが高いと考えられる公共調達への参加、~~

~~—(v) 外国公務員等に対する直接、間接の支払を伴う社交行為などが高リスクであると考えられる。~~

~~リスクベース・アプローチによる対策を適切に行う前提として、外国の法律等（贈収賄罪に関する法令・運用を含む。）についても十分に情報を収集し、適切な対応を講じるよう努め³²、また、新たに国際商取引を開始する国に関しては、可能な限り事前情報を入手する必要がある。~~

③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性

仮に海外子会社を含む子会社が国内外の関係法令に基づき外国公務員贈

³⁰ 2014年OECD贈賄レポート（脚注28参照<https://www.oecd.org/corruption/oecd-foreign-bribery-report-9789264226616-en.htm>）では、贈賄事案のうちの75%で仲介者(intermediary)を通じて賄賂が支払われたことが指摘されている（8、9頁）。

³¹ 法人に対する処罰については、第3章3.（2）及び（4）を参照。

³² このような外国の法令や慣習の情報の収集及び整理について、個々の企業レベルで行うことが困難な場合には、各国の事情に詳しい現地の商工会議所を活用する等進出先国毎に企業が参集して、研究を行い、情報を整理する方法も考えられる。

賄罪で処罰される場合には、親会社も、その資産である子会社株式の価値だけでなく、親会社自身の信用も毀損され、ブランド力や信頼度の低下を通じて企業グループの企業価値の毀損につながることも多い³³。さらには、海外の法令に基づき親会社自身に制裁が科されることや、贈賄行為に親会社の役職員が関与した場合には親会社自身に対して不正競争防止法刑事罰が適用科される³⁴といった形ことにより、大きな損失を受ける可能性がある。

したがって、親会社は、企業集団に属する子会社において、リスクの程度を踏まえた防止体制が適切に構築され、また、運用されることを確保する必要がある³⁵。

~~※注 実際の贈賄行為は海外現地法人で行われることが多いものの、贈賄行為に親会社の従業員・役員等が関与した場合には、当該従業員等が共犯としての責任を問われる可能性があるが、それに加えて、前述（２）のとおり、法人としての親会社もまた、法人両罰規定により処罰対象となる可能性がある。~~

（５）その他の留意事項

防止体制が有効に機能しているか否かの判断は、単に体制が存在しているというだけでなく、その運用状況やその評価が重要となる点を忘れてはならない。

また、防止体制を含め、一般に、企業に求められる内部統制システムの整備・運用状況は、企業規模・業種、経済的・社会的環境や時代背景等により評価が異なるものであり、画一的な水準を設定することには困難さを伴う。このため、企業は、自らが構築し、運用している防止体制の水準が、現状において十分なものとなっているか否かについて、国内外の同業他社の水準や、国際機関・海外当局発行のガイドライン³⁶等をも参考にしつつ、常に検討し改善するよう 断の努力が求められる。

³³ 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）、4.1 参照。

³⁴ 法人に対する処罰については、第3章3.（2）及び（4）を参照。

³⁵ 親会社が、子会社における防止体制の構築・運用の推進をする法的手段を確保する必要がある場合には、親会社が株主権に基づいて、子会社役員を選解任するといった方法のほかにも、親子会社間で契約を締結するといった方法も考えられる。

³⁶ ガイドラインについては、第4章3.（3）を参照。例えば、米国 Foreign Corrupt Practices Act（以下、「米国 FCPA」と言う。）の解釈等を示したリソースガイド（<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>）や英国 Bribery Act 2010（以下、「英国 UKBA」と言う。）の解釈等を示したガイダンス（<https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>）が公表されている。

2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方³⁷

外国公務員贈賄を防止するため、国際商取引を行う各企業が目標とすべき防止体制の在り方を以下に例示する³⁸。この例示は法令上の義務を示すものではないが、各企業においては、例示された内容を参考とし、防止体制の構築・運用が適切に行われるよう、早急に検討を開始し、対応を行うことが期待される。

なお、各企業における具体的な防止体制の構築・運用の内容については、その事業実態に応じたリスクの大小や見込まれる効果を踏まえた、役員等の広い裁量に委ねられる。

その際、企業内で不足することが多い経験・ノウハウを、適切な範囲での外部専門家の活用によって補完することによって、客観的にも実効性の高いシステムが構築・運用されることが期待される。ただし、企業が主体的に実効性の高いシステムを構築し、運用することが目的であって、それは、社内規程類の整備、窓口の設置といった外形の充実や専門家への「丸投げ」によって達成されるものではないことに留意する必要がある。

以下の例示を参考として、各事業部門、各拠点や各業務行為におけるリスクに応じて強弱を付けた対策が期待される。これらの取り組みによって、国内外の法令によって企業が処罰され企業価値が大きく毀損されるような可能性は、相当に小さくなることが期待される。

(1) 防止体制の基本的内容

企業の規模・事業形態等によって具体的内容は大きく異なりうるものの、一般的には、以下の 6 項目が防止体制として望ましい要素であると考えられる³⁹。

なお、各企業に適した具体的な防止体制の構築にあたっては、COSO（米国

³⁷ なお、防止体制のうち、各個別企業の有事における対応の在り方については、後記 4. に記載。

³⁸ 例示する内部統制は、「方針等の策定(plan)」、「具体的な対策の実施(do)」、「対策の実施状況や管理状況の監査(check)」、「監査を踏まえた方針等の見直し(act)」の流れに沿っている。このような管理方法は、継続的な管理の改善に資することから、国際標準化機構(ISO)においても標準的に用いられている管理手法であり、既にとり入れている企業も多い。

³⁹ ~~米国 FCPA リソースガイド上に効果的なコンプライアンス・プログラムの特徴として挙げられているものは、幹部の取組姿勢及び明確な腐敗禁止指針、行動規範及びコンプライアンス方針、監査・自律性及びリソース、リスク評価、研修及び助言の継続、インセンティブ及び懲戒処分、デュー・デリジェンス、内部通報及び社内調査、定期的な改善等。~~<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>

トレッドウェイ委員会支援組織委員会) フレームワーク⁴⁰も一つの手がかりとなる。

- ~~＝基本方針⁴¹の策定・公表（下記（２））~~
- ~~＝社内規程の策定（社内手続・判断基準、人事制度、スモール・フェアシリテーション・ペイメントの取扱い、社交行為や代理店の起用など高リスク行為に関する承認ルールや、懲戒・問責処分に関するルール等）（下記（３））~~
- ~~＝組織体制の整備（下記（４）及び後節４．）~~
- ~~＝社内における教育活動の実施（下記（５））~~
- ~~＝監査等（下記（６））~~
- ~~＝経営者等による見直し（下記（７））~~

（２）基本方針の策定・公表

国内外の法令違反となる外国公務員贈賄行為を未然に防止するため、以下の要素が盛り込まれた基本方針を策定すること。この際、企業集団共通のポリシーを明文化することで、子会社の現場の従業員役職員に対してもアカウンタビリティを果たすことが望ましい⁴²。

なお、基本方針や社内規程は、外国公務員贈賄防止を支える企業倫理とともに社内で共有化され、徹底が図られることが重要である。このような観点から、経営者のみならず、現場の従業員により近い、各事業部門や拠点などのコンプライアンス責任者⁴³が、経営者と目線を揃えた同趣旨のメッセージを重ねて発出することも効果的である。

また、策定された基本方針を、社内及び社外に対し公表し贈賄防止に向けた企業意思を発信すること、そして、国内外の外国人従業員への周知のみならず、外国政府や、外国投資家、商取引相手の理解を求める等の場面でも活用できるよう、必要に応じ翻訳しておくことも望ましい。

- （前節１．（４）①のとおり）「目先の利益よりも法令遵守」という経営者の基本姿勢。
- 外国公務員等に対し、当該国の贈賄罪又は不正競争防止法（あるいは、

⁴⁰ 平成４年に、内部統制の整備、構築及び有効性の評価の指針として公表された。その後、ビジネスや事業運営に係る環境の変化の反映、業務や報告目的の拡大等に対応して、「財務報告」を「報告」と再定義し、財務情報の開示のみならず、非財務に関する報告目的、業務目的、コンプライアンス目的の実務に広く有効に適用できるよう、平成２５年に改訂された。

⁴¹ ポリシーや行動規範、コンプライアンス方針と呼ばれているものを指す。

⁴² 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（２０１９年６月２８日策定）、２．３．３参照。

⁴³ コンプライアンス責任者の定義については、後記（４）①参照。

米国、英国など第三国の適用法令) の外国公務員贈賄罪に該当するような贈賄行為を行わないこと。

○ 贈賄防止に向けた社内体制の構築や当該社内体制に基づく取組

(3) 社内規程の策定

~~高リスクの業務行為について、~~当該企業における慎重な考慮を担保するため、以下の要素が盛り込まれた社内規程を策定すること。

①社内手続・判断基準

外国公務員等との接点⁴⁴が生じる場面を整理した上で、各場面における社内手続⁴⁵判断基準等をマニュアル化すること。マニュアル作成にあたっては、外国公務員等との接点が、海外のみならず国内においても生じうることに留意する。~~、近年、企業による直接的な贈賄リスクに加えまた、エージェント等の第三者を介して通じた賄賂が支払われる可能性を踏まえた手続規程を整備することが望ましい~~間接的な贈賄リスクが増していることに留意すること。

社内規程においては特に、リスクベース・アプローチに基づき、以下の高リスクの行為については、承認要件、決裁手続、記録方法、事後検証手続等に関するルールを制定することが望ましい。特に、リスクベース・アプローチに基づき、高リスクと評価された事業部門・拠点の業務内容については、贈賄リスクの高さに応じて、より上位の者を承認者とすることが考えられる。

社内規程の策定にあたっては、以下の行為に対するルールを制定することが望ましい。

(i) ~~社交外国公務員等との会食や視察のための旅費負担といった外国公務員等に対する利益の供与と解される可能性がある行為~~⁴⁶

○ ~~——— 一行為類型毎に承認要件、承認手続、記録、事後検証手続を内容とする社内規程を策定(具体的な承認手続につい~~

⁴⁴ 外国公務員等との接点には、送迎、飲食、視察旅行、ゴルフ・遊技、贈答、子弟等関係者の雇用、講演等が含まれる。

⁴⁵ 社内手続には、コンプライアンス責任者等権限ある者（経営層や法務部・経理部等の然るべき部署を含む）への事前照会を行うこと、現地子会社から本社の相談窓口や通報窓口へ通知すること等が含まれる。また、~~判断基準については、各国の法令や社会通念上の範囲内で、外国公務員等に贈物を渡す場合（冠婚葬祭等）や接待の金額や頻度についてあらかじめ定めておくこと、国際商取引に関する商談時期により接待の制約を設けておくこと、外国公務員等本人のみならず家族や family 企業に関する考え方を明確にしておくこと等が想定される。~~

⁴⁶ 社交行為については、第3章1.(2)③も参照。

ては、当該行為のリスクに応じて上位の者が決裁することとする）。各国の法令や社会通念上の範囲内で、外国公務員等に贈物を渡す場合（冠婚葬祭等）や接待の金額や頻度についてあらかじめ定めておくこと、国際商取引に関する商談時期により接待の制約を設けておくこと、外国公務員等本人のみならず、その家族やファミリー企業（本人やその親族が支配又は経営する企業等）に関する考え方を明確にしておくこと等が想定される。

- ~~なお~~、外国公務員等に対する支払行為を詳細に記録化していることが対外的に公表・周知されると、賄賂を要求する外国公務員等への牽制効果を期待することが可能となる。

（ii）スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い

- スモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）⁴⁷については、2009年に採択

⁴⁷ スモール・ファシリテーション・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。条約のコメンタリー9（※1）において、SFPは、『「商取引又はその他の不正な利益を得る又は維持する」ための支払には相当せず、したがって犯罪とはならない』とされているものの、SFPが腐敗現象（corrosive phenomenon）であることが指摘されている。当該コメンタリー9の記載に鑑みて、SFPは不正競争防止法第18条に規定される「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与には該当せず、不正競争防止法第18条違反とはならないと解され得る。そのため、OECD理事会勧告（※2）は、OECD加盟国に対して、SFPの活用を禁止又は防止するように企業に奨励することを勧告している。

当該スモール・ファシリテーション・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「営業上の不正の利益を得る」目的の有無によって判断される。なお、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、23、24頁に記載のとおり不正競争防止法第18条違反とはならない。

しかしながら、条約及びそのコメンタリーにおいて、SFPが具体的にどのような支払いであるのかは規定されておらず、またなお、我が国の不正競争防止法においてSFPに関する規定は置かれていない。したがって、SFPに該当するか否かではなく、外国公務員等に対する利益供与が「営業上の不正の利益を得るため」に該当すると裁判所が判断した場合には、不正競争防止法第18条違反となり得る。

※1 コメンタリー9（仮訳）

少額の「円滑化のため」の支払は、第1条1の意味における「商取引又はその他の不正な利益を得る又は維持する」ための支払には相当せず、したがって犯罪とはならない。いくつかの国においては、公務員に、例えば認可や許可の発行等その職務の遂行を促すために行われているものの、その国以外では一般的に違法である。そのような支払を違法としている国は、良いガバナンスプログラムのための支援をするなどの措置を採ることによってこうした腐敗現象に対処でき、またそうすべきであるが、それを国内で犯罪化しても、実際の又は効果的に腐敗現象（corrosive phenomenon）に対処する補完的な手段になるとは思われない。

※2 OECD理事会勧告（仮訳）

XIV. 特に持続可能な経済開発と法の支配に対するスモール・ファシリテーション・ペイメントの腐敗的影響（corrosive effect）に鑑み、加盟国に対し以下のことを勧告する。

- i. この現象と効果的に闘うため、スモール・ファシリテーション・ペイメントに関する政策とアプローチを定期的に見直すことを約束する。
- ii. このような支払いは、一般に、それが行われる国では違法であり、いかなる場合においても、そ

され、2021年に改訂されたOECD理事会勧告がで指摘されるSFPの「持続可能な経済開発及び法の支配に対する腐敗的影響（corrosive effect）」に鑑みて、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、SFPを原則禁止とする旨社内規程に明記することが望ましい^{48,49}。

(ii-iii) エージェント等の第三者の利用前節1. (4) ②に記載した高リスクな行為類型⁵⁰

- ———— エージェント等の第三者と契約を締結する前の確認手続（表明保証及び誓約宣誓、デュー・デリジェンス（以下、「DD」という。））及び契約期間中等の手続（監査、資料要求、無催告解除や支払停止）を定めること。

のような企業の帳簿及び記録に正確に計上されなければならないことを認識し、内部統制、倫理、コンプライアンス・プログラム又は対策において、スモール・ファシリテーション・ペイメントの使用を禁止又は防止するよう企業に奨励する。

(<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/2021-oecd-anti-bribery-recommendation.htm>)

SFPファシリテーション・ペイメントに関する諸外国の取扱いに関し、米国FCPAでは、我が国とは異なり、外国公務員等による裁量のない決まりきった業務（routine governmental action）に関して行われる円滑化のための支払い（ファシリテーション・ペイメント）が法律上除外とされているが、当該支払いに該当するか否かは金額ではなく、個々の支払い行為の「目的」等の実質的な要素に基づき判断される（15 U.S.C. §§ 78dd-1 (b), 78dd-2 (b), 78dd-3 (b); FCPA リソースガイド 25、26 頁参照 <https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>）。

また、英国UKBAでは、英国検察当局が発行するガイダンス（“Bribery Act 2010: Joint Prosecution Guidance of The Director of the Serious Fraud Office and The Director of Public Prosecutions”）で、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関して訴追するか否かの検察当局の考慮要素が示されているものの、我が国と同様、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関する条文上の例外規定は存在しない（<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/bribery-act-2010-joint-prosecution-guidance-director-serious-fraud-office-and>）。

⁴⁸ SFPに関する諸外国の取扱いに関し、米国FCPAでは、我が国とは異なり、外国公務員等による裁量のない決まりきった業務（routine governmental action）に関して行われる円滑化のための支払い（ファシリテーション・ペイメント）が法律上除外とされているが、当該支払いに該当するか否かは金額ではなく、個々の支払い行為の「目的」等の実質的な要素に基づき判断される（15 U.S.C. §§ 78dd-1 (b), 78dd-2 (b), 78dd-3 (b); FCPA リソースガイド 25、26 頁参照 <https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>）。

また、英国UKBAでは、英国検察当局が発行するガイダンス（“Bribery Act 2010: Joint Prosecution Guidance of The Director of the Serious Fraud Office and The Director of Public Prosecutions”）で、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関して訴追するか否かの検察当局の考慮要素が示されているものの、我が国と同様、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関する条文上の例外規定は存在しない（<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/bribery-act-2010-joint-prosecution-guidance-director-serious-fraud-office-and>）。

⁴⁹ 子会社の防止体制の構築・運用においては「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方」を参照すること。

⁵⁰ なお、高リスク国・地域で有能かつ贈賄行為を行わないエージェント代理業者等を活用することは企業の競争力につながることも踏まえて、そのようなエージェント代理業者を選定発見し、育成することが望ましい。また、エージェント代理業者の起用・契約更新にあたっては、代理業者の起用・契約更新の理由（必要性）、当該代理業者の資質・適性、報酬の妥当性等について十分検討したことを記録に残しておくことが望ましい。

~~—例えば、エージェント等を起用するにあたり、以下のようなことが考えられる[※]。~~

○ DD においては、エージェント等~~の第三者~~の所在国/取引が行われる国、取引における外国公務員等との接点や関係性、エージェント等~~の第三者~~の贈賄防止に係る社内規定の整備及び遵守状況、過去及び現在の贈賄リスク、政府機関等との取引における支出等を調査項目として実施すること。

○ 契約条項には、~~例えば、以下の条項を織り込むこと。~~

~~— エージェント等~~の第三者~~による贈収賄~~防止に関する~~法令~~の遵守等に関する~~の表明保証・誓約、~~

~~— エージェント等~~の第三者~~に対する調査・監査権限~~

~~— 公務員との接触や、贈賄要求等の一定の事象が生じた場合の報告義務、~~

~~— 請求書等の資料・情報提供義務、取引等の記録保存義務、表明保証違反・誓約~~条項違反~~が認められた場合の解除権・損害賠償請求権等~~の条項を織り込むこと。~~~~

○ ~~委託業務を明確化した上で、委託する業務~~の~~内容に比して支払う金額が合理的な金額であることを確認すること。~~

~~※M&Aの際における留意点は、後述の18頁参照。~~

②人事制度

贈賄行為~~を含む又は~~社内規程違反行為を行った~~役職員従業員~~に対しては、人事上の制裁が課される旨を明確にすること⁵¹。~~既に、就業規則や決裁規程、稟議規程など関連社内規程が存在する場合には、外国公務員等への支払行為や外国公務員等との取引についても適用されることが明らかとなるよう、贈賄行為を対象として明記することが考えられる。~~

~~— また、社内規程を遵守した従業員を人事評価において積極的に評価すること
も考えられる。~~

~~スモール・ファシリテーション・ペイメント (Small Facilitation Payments: SFP)~~

~~⁵²は、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該~~

⁵¹ 実際に違反行為が生じた場合には、予め定められたルールに沿って厳正に対処することが必要である。

⁵² ~~スモール・ファシリテーション・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。当該スモール・ファシリテーション・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「営業上の不正の利益を得る」目的の有無によって判断される。なお、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、23、24頁に記載のとおり不正競争防止法第18条違反~~

~~当し得ることから、SFP を原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。~~^{53。}

(4) 組織体制の整備

社内の役割分担、関係者の権限及び責任が明確となるよう、企業規模等に応じた内部統制に関する組織体制を整備すること。その際には、特に以下の点に留意すること。

①コンプライアンス担当役員又は社内でコンプライアンス担当を統括するコンプライアンス統括責任者の指名

- 社内統一のコンプライアンス担当役員又はコンプライアンス統括責任者（以下、総じて「コンプライアンス責任者」と言う。）を指名すること⁵⁴。コンプライアンス責任者は、関係法令、本指針等政府からの各種情報を適切に把握し理解した上でするとともに、リスク状況を把握し、実務上生じた問題点についても適宜整理すること。
- コンプライアンス責任者は、経営者及び取締役会に対し定期的に報告を行うこと。
- 防止体制の実効性を確保するため、大規模な拠点毎や地域統括部門毎にコンプライアンス責任者を置くことも考えられる。

②社内相談窓口及び通報窓口の設置等

- 外国公務員から賄賂の要求を求める依頼を受けたがあつた場合、その疑いがあつた場合、社内で外国公務員への賄賂の提供の指示があつた場合、~~や~~起用しているエージェント、コンサルタントから賄賂の提供を示唆する追加経費の要請があつた場合等、個別の具体的事例に基づ

~~とはならない。~~

~~ファシリテーション・ペイメントに関する諸外国の取扱いに関し、米国 FCPA では、我が国とは異なり、外国公務員等による裁量の無い決まりきった業務（routine governmental action）に関して行われる円滑化のための支払い（ファシリテーション・ペイメント）が法律上除外とされているが、当該支払いに該当するか否かは金額ではなく、個々の支払い行為の「目的」等の実質的な要素に基づき判断される。（15 U.S.C. §§ 78dd-1 (b), 78dd-2 (b), 78dd-3 (b); FCPA リソースガイド 25、26 頁参照 <https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>）。~~

~~また、英国 UKBA では、英国検察当局が発行するガイダンス（"Bribery Act 2010: Joint Prosecution Guidance of The Director of the Serious Fraud Office and The Director of Public Prosecutions"）で、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関して訴追するか否かの検察当局の考慮要素が示されているものの、我が国と同様、ファシリテーション・ペイメント（FP）に関する条文上の例外規定は存在しない（<https://www.eps.gov.uk/legal-guidance/bribery-act-2010-joint-prosecution-guidance-director-serious-fraud-office-and>）。~~

⁵³ ~~子会社の防止体制の構築・運用においては「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方」を参照すること。~~

⁵⁴ 業務・管理・財務部門等のコンプライアンス担当者を連携させている企業や「コンプライアンス委員会」を組織している企業もある。

いた判断が必要な事態が生じた場合に備え、相談窓口 ~~(ヘルプライン)~~ を設置すること⁵⁵。

- 相談窓口に加え、内部通報等を受け付けるための通報窓口を設置すること⁵⁶。
- 相談窓口及び通報窓口については、日本や他国の法令の要請に留意し、秘密性の確保に加え、匿名通報の許容や通報者に対する報復行為禁止の徹底を図るとともに、弁護士等外部専門家等を積極的に活用すること。
- 相談や通報の内容・状況について適切にコンプライアンス責任者に報告され、必要に応じて、対応方針の決定や窓口機能の改善を図ること。
- ~~○ 関係者で十分なコミュニケーションを図る機会を確保すること。~~
- ~~必要に応じ~~、面談による報告相談や開聴取調査等も活用すること。

③疑義等発覚後の事後対応体制整備

「4. 有事における対応の在り方」に記載。

④その他留意事項

- 防止体制の運用においては、現場における具体的な贈賄の兆候を早期の対応に結びつけることができるよう、現場担当者が上司やコンプライアンス責任者に気軽に相談できるような、組織内の「風通し」を確保すること。
- 子会社を含め、営業部門・営業担当者に対しては、実現困難な受注実績を求めたり、社内プロジェクトの担当者等に遵守困難な納期・締切り等を設定したりするなど贈賄行為を行う動機を形成させないよう配慮すること。
- 贈賄リスクに適切に対処する等して社内規程を遵守した役職員を、人事評価において積極的に評価する⁵⁷ことで、贈賄防止を奨励することも考えられる。

(5) 社内における教育活動の実施

⁵⁵ リスクの高低に応じて、外国公務員贈賄に特化した相談窓口を設置することが考えられる一方で、既存の社内相談窓口（法務部や内部監査部門等が相談を受ける窓口）を活用する事例も見られる。

⁵⁶ 内部通報を含む公益通報を行った労働者を解雇等の不利益取扱いから保護する「公益通報者保護法」は、平成 18 年 4 月 1 日に施行された。

⁵⁷ 例えば、米国司法省（DOJ）、米国証券取引委員会（SEC）は、積極的なインセンティブがコンプライアンスを促進できると認識しており、インセンティブとしては、人事評価や昇進、コンプライアンス・プログラムの改善に対する報酬、企業倫理とコンプライアンスに関するリーダーシップに対する報酬など、様々な形態があるとしている（FCPA リソースガイド 61 頁参照 <https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>）。

役職員従業員の贈賄防止に向けた倫理意識の向上を促し、内部統制の運用の実効性を高めるため、以下の点ポイントに留意しつつ、社内において適切な教育活動を実施すること。

- 国際商取引に関連する**役職員役員及び従業員**に対して、基本方針及び防止体制の趣旨及び内容を周知徹底すること。
- 国際商取引に関連する**役職員従業員等**に対して、採用時や転属時に教育を行うこと（海外駐在員については、特に海外赴任前に事前研修を行うことが望ましい。）。
- 教育・訓練活動に当たっては、外国公務員との接触が生じる可能性、研修の方法（講義形式、文書や電子メール等を活用する形式等）を検討し、有効な教育活動を行うよう努めること。
- 各種法令の内容のみならず、過去の贈答及び接待の事例等を整理した上で、現地の事情に応じて賄賂を要求された場合における対処方法、相談窓口や通報窓口の利用など具体的に**役職員従業員**が留意すべき点について教育を行うこと。
- 啓発活動の一つとして、教育・訓練活動を受けた国際商取引に関連する**役職員従業員**に対し、外国公務員贈賄行為を行わないよう誓約書を提出させることも有効な方策である。

（６）監査等

定期的又は不定期の監査により、社内規程の遵守状況を含め防止体制が実際に機能しているか否かを確認するとともに、必要に応じて、監査結果等が後記（７）の見直しに反映されること。特に、リスクベース・アプローチに基づき、高リスクと評価された事業部門・拠点の業務内容については、監査を高い頻度で実施することや、幅広い内容で実施することが考えられる。

- **コンプライアンス責任者や法務・経理担当者などの**監査に携わる**役職員**は、防止体制が有効に機能しているか否かについて定期的に確認し、

実施状況の評価すること^{58,59}。その際、監査に携わる役職員は、**職業的** 懐疑心を持って、監査対象情報を評価することが望ましい⁶⁰。

- 監査結果等については、**経営者、コンプライアンス責任者、法務・経**
理・監査部門の責任者、関連する**従業員役職員**に広く情報が共有され
るよう努めること。

(7) 経営者等による見直し

継続的かつ有効な対策や運用を可能とするよう、定期的監査を踏まえ、必要に応じて、経営者やコンプライアンス責任者等の関与を得て、防止体制の有効性を評価し、見直しを行うこと。

3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方⁶¹

親会社は、企業グループ内の、直接・間接に支配権を有する子会社に対して、1. 及び2. の内容を踏まえた必要な防止体制の構築及び運用を推進し、その状況について定期又は不定期に確認することが必要である。特に、近年、M&A を通じて、海外企業を子会社とする例も増えているが、多様な背景や価値観を持つ企業が同一の企業集団に含まれることになる中、より高度なリスクマネジメントが求められているといえる。

その際、鍵となる要素は、以下のとおりである。

⁵⁸ 近年、内部統制を検討するにあたって、事業部門（第1線）、管理部門・内部統制部門（第2線）、内部監査部門（第3線）から構成される3ラインディフェンスの重要性が指摘されており、経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）4.6.2～4.6.4においては、「第1線（事業部門）におけるコンプライアンスを確保するため、ハード面（ルール整備やITインフラ等）とソフト面（現場におけるコンプライアンス意識の醸成・浸透）の両面から取り組むことが重要である」、「第2線（管理部門）の実効的な機能発揮のため、第1線（事業部門）からの独立性を確保し、親子間で直接レポート等のラインを通貫させることが検討されるべきである」、「第3線（内部監査部門）の実効的な機能発揮のため、第1線（事業部門）と第2線（管理部門）からの独立性が実質的に確保されるべきである。子会社業務の内部監査については、各子会社の状況に応じて、①子会社の実施状況を監視・監督するか、②親会社が一元的に実施するかが適切に判断されるべきである。」といった指摘がされているところ、本文記載の第2線・第3線による監査にとどまらず、第1線による自立的なリスク管理も重要と考えられる。また、内部監査人協会（IIA）は、3ラインディフェンスを改訂した、3ラインモデルを公表しており、参考となる。
https://www.iiajapan.com/leg/pdf/data/iaa/2020.07_1_Three-Lines-Model-Updated-Japanese.pdf

⁵⁹ 形式的な監査とならないよう、監査に携わる役職員は、監査対象の役職員とのコミュニケーション等を通じて、事業活動の内容、現地の事業環境、商慣習等を踏まえたリスク状況の把握に努める必要がある。

⁶⁰ 会計監査ではあるものの、監査における不正リスク対応基準（金融庁企業会計審議会）の「職業的懐疑心の強調」では、懐疑心の保持、発揮、高揚という3段階に分けて記載されており、参考となる。

⁶¹ 子会社の有事における親会社の対応の在り方については、後記4. に記載。

(1) 総論

- 防止体制の構築・運用を推進する子会社の範囲やその内容についても、リスクベース・アプローチが適用されること。

子会社の範囲については、特に、次のような子会社については、防止体制が構築されることが望ましい⁶²。

(i) 現在及び将来の企業価値のみならず、贈賄リスクの多寡や事業の性格を踏まえて重要と*い言*える子会社

(ii) プロジェクトの進行過程の要所で親会社が承認を行うなど実質的関与を行う場合における当該プロジェクトを担当する子会社

- 子会社の防止体制の構築・運用⁶³に関して、子会社が自律的に防止体制を構築・運用することが原則であるが、現実には、子会社の対応能力・経験が乏しい場合には、不足するリソースを補完し、さらに、必要な場合には親会社が主導して子会社の体制を構築・運用すること^{*}。

※ *我が国企業の多くの* 海外子会社は、人員の限界もあり、外国公務員贈賄の防止に関する対応能力や経験が不足している *場合もある* と考えられる。このため、子会社において、自律的に防止体制を構築し、運用することが困難な場合には、親会社等の支援が必要となる *ことが多い*。

なお、子会社における防止体制の状況の確認にあたっては、規程類の整備状況⁶⁴にとどまらず、規程類を含めた防止体制が実際に現場において機能しているか否かを確認することが重要である。場合によっては、親会社が子会社の *役職員現場従業員* との意見交換、規程類の運用実績の確認等（サンプルチェック等）を行うことも考えられる。また、効果的に防止体制を運用するために、子会社の状況に応じて、公務員に対する支出をより上位の者が決裁すること⁶⁵も考えられる。

⁶² 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）2.3.3においても、「特に子会社数が多い場合には、一律の管理は実効的ではなく、事業セグメントや子会社ごとのリスク（規模・特性）に応じて分類した上で、それぞれのリスクに応じて親会社の関与の強弱・方法を決定するのが合理的である」と指摘されている。

⁶³ 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）、4.6.1によると、M&Aで取得した海外子会社に対し、本社の目が行き届かず、不祥事発生のリスクが高くなっているとの指摘がある。異なる文化や価値観を前提として実効的な管理を行うためには、グループ本社への報告基準の具体化・明確化やIT活用による経営情報の一元的な見える化が有効であると考えられる。

⁶⁴ 子会社において、親会社の規程類をそのまま「コピー」する事例が散見される。しかしながら、子会社においては、親会社の規程類をベースにしつつも、決裁や承認のプロセス等については、子会社の組織・体制、人員、業種に応じて、リスクに対応する機能的な規程類を整備することが望ましい。

⁶⁵ 贈賄リスクの高い国の子会社において、公務員に対する少額の支出について実務担当者（直属の上司など）に決裁させている例がみられるが、経営層であれば迷うことなく却下できる事案でも、実務担当者の場合、現場との板挟みになり承認してしまうリスクがある。公務員に対する直接・間接の支出の決

また、リスクに応じて、以下の要素に留意すること。

- 企業集団で、**役職員従業員**を対象とする贈賄防止に関する教育活動を共同で実施することや、監査、内部通報体制^{66,67}等を共同で運用すること。
- このような共同実施、共同運用は、内容面で一定水準を確保することが期待できるとともに、有事における早期の対応を可能とする観点から有効である。
- 企業グループ内の合併会社など、自社が直接・間接の支配権を有さない場合には、可能な範囲で、必要な防止体制の整備・運用を図ること。

(2) M&A の際における留意点⁶⁸

- リスクベース・アプローチに基づき、贈賄リスクが高いと考えられる他企業の買収にあたっては、当該買収先企業に対する**重点的な DD**を実施し、当該買収先企業が贈収賄関連法違反の問題を抱えていないかを精査⁶⁹すること。
- ~~なお~~買収前の DD では、買収先企業の非協力や時間的制約等もあることから、例えば、買収直後にも、可能な限り早期に、事前の DD で確認できなかった買収先企業が抱えるリスク事項の検証・監査を行うこと。
- 買収前の DD では、以下の点を含む調査を実施することが考えられる⁷⁰。

裁者を例えば、当該子会社の社長、事業担当役員、経理担当役員などの経営層に引き上げることも考えられる。

⁶⁶ 海外子会社については現地に窓口を設け、対応状況を本社にフィードバックさせるような方法も想定される。また、EU の GDPR（個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679（一般データ保護規則））は、第三国への個人データの移転制限をしており、企業集団全体で内部通報情報を処理する場合には、そのような関係法令にも留意する必要がある。

⁶⁷ 他方、グローバル内部通報制度のように現地の情報を「吸い上げる」仕組みの重要性も経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書（平成 30 年 3 月）の 85 頁に記載されており、内部通報制度を機能させるために、必要に応じて本社の管轄部門に直接通報できる体制、または外部委託業者を活用して本社が直接的に通報受付を管理できる体制・システムを構築することも考えられる。

⁶⁸ なお、実際の M&A の際には、買収先企業との交渉に応じて事案ごとに対応が異なることが想定されるところ、すべてのケースにおいて一律にこれらの取組を要請するものではなく、ここで例示された内容を参考としながら、個別の事案に応じて適切な対応を行うことが期待される。

⁶⁹ 経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書（平成 30 年 3 月）の 35 頁では、コンプライアンス DD の重要性が記載されており、特に新興国では、贈収賄関連法違反のリスク（いわゆる corruption risk）が高く、FCPA 違反が生じやすいことから、新興国 M&A に際しては専門家を用いたコンプライアンス DD の必要性が高いことに留意すべきである旨記載されている。

⁷⁰ 経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書（平成 30 年 3 月）の 34 頁において、「回

- －買収先企業のビジネススキームそのものが、高い贈賄リスクを抱えていないか（例えば、政府機関との取引が多いか、贈賄リスクが高い地域における取引が多いか、行政機関の許認可取得が重要となるビジネスか等）
- －買収先企業の贈賄防止に係る社内規程の整備と実施状況。具体的には、コンプライアンス・マニュアルの整備、社内教育の実施、リスク評価の実施、リスクを踏まえた監査の実施、エージェント等に対する評価・更新、エージェント等に対する教育・管理、コンプライアンス違反があった場合の処分・是正措置等。
- －買収先企業において認識している過去及び現在の贈賄リスク（例えば、過去の社内通報窓口に対する通報案件や監査の結果認識された贈賄案件等）
- －政府機関等との取引において、不自然な支出がないか（例えば、政府機関等との取引に関連する契約において、エージェント等に対する多額な支払いが認められないか、会計帳簿等に実際とは異なる費目の支出が認められないか等）
- 買収前の DD で十分な情報が得られなかった場合⁷¹、M&A 契約において、表明保証条項等の活用を検討することが考えられるが、当該条項を設けたとしても、脚注⁷²記載のリスクが直ちに解消されるわけではないことに留意すること。
- DD の結果、買収先企業に贈賄リスクが認められる場合、買収の見送りも含め、具体的な対応（買収案件の見直し、買収後の経営統合作業（PMI）スケジュールの見直しなど）について検討を行うこと⁷²。
- 買収後の検証等により、想定しなかった問題やリスクが顕在化した場合には、早急に対策を検討し、必要があれば、関係機関への報告も含め、是正措置を講ずること⁷³。

答内容によってディールブレイクに繋がるような”Must Have”事項なのか、参考情報として得たい”Nice to Have”事項なのか、各質問事項を分類し、調査の優先順位を明確にすることが必要である」との指摘がなされた上で、「法務 DD では、…腐敗防止法等のコンプライアンス…にかかわる調査は”Must Have”事項といえる」と指摘されている。

⁷¹ 経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書（平成 30 年 3 月）の 25 頁によると、正式なプロセスとして情報開示を求める DD（特にデータルーム資料）では、取得可能な情報が限定的で瑕疵の発見が難しい場合があることに留意する必要がある。また、DD は一般に時間の制約が厳しく、あらかじめ質問項目や論点を明らかにしておかなければ、有効活用は難しい。

⁷² 仮に、買収先企業が贈賄行為を犯していた場合、買収形態によっては、買収先企業が犯した贈賄行為に係る刑事上・民事上の責任を買収企業が承継する可能性があり、また、法的には、当該買収先企業の贈賄行為に係る責任を承継しない場合であっても、買収先企業の企業価値低下に伴う金銭的損失や、当局対応に伴う実務上のコスト、レピュテーションリスク等を負担する可能性が考えられる。

⁷³ 経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書（平成 30 年 3 月）の 59、60 頁によると、日本企業による海外子会社経営では、現地の不正・不祥事に頭を悩ませていることも多い。買収後、数年以内に簿外債務や架空在庫などの重大な不正やコンプライアンス違反が発覚する事例は、公表

- 買収後、買収先企業が適切に防止体制を構築・運用することができるように、必要に応じて（１）総論に記載のとおり親会社の子会社に対する支援の実施を行うこと。

※なお、以上の点は、特に、既存会社を買収し、子会社等自社のグループ会社とする場合を念頭においたものであるが、例えば、他企業とジョイントベンチャー（JV）を設立する場合について、JVのパートナーとなる企業との関係でも、以上の指摘は、基本的に妥当すると考えられる。

4. 有事における対応の在り方

賄賂を実際に外国公務員等から要求された場合、又は現地担当者が賄賂を外国公務員等に支払った可能性があることが内部監査、内部通報等によって明らかとなった場合（以下、総じて「有事」とい~~言~~う。）には、法令遵守を徹底するとともに自社（ひいては自社株主）への経済的損害を含めた悪影響を最低限に抑制するための行動を迅速に取る必要がある。

また、対応能力に不足がある子会社における有事については、親会社へ生じる影響の大きさを踏まえた適切な対応を確保するため、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。必要な場合には、事案の原因究明や事態の収束、再発防止の策定に向けた対応を主導することも期待される⁷⁴。

特に、有事においては、子会社役員等に子会社との間の利益相反が生じ、子会社において適切な調査及び親会社への報告等が行われない可能性があることにも留意する必要がある（例えば、子会社における贈賄行為が解明された結果、親会社によって子会社役員等が解任されるため、保身を図る目的で調査・報告を怠る可能性がある）。

有事対応体制としては、特に以下の点に留意すること。

- **担当役員取締役・担当者の決定、監査役**との連携のあり方、調査チームの設置、親子会社間の有事に関する情報の報告体制その他有事における対応体制に関する事前のルール化。特に、有事に関する情報がコン

されないものも含めれば相当数にのぼるのではないかという指摘もある。買収直後の Post-Closing DD や内部監査は、こうした不正リスク等を早期に発見していくためにも有意義といえる。

⁷⁴ 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）、4.10.3 参照。

プライアンス責任者や経営者に迅速に伝わるような体制を事前に構築しておくこと。

- 特に、外国公務員から贈賄要求があった場合には、当該要求内容の重大性等に応じて、現場における一次的な対応方法、本社等における危機対応チームの設置といった手順が事前に整理されていること。
- **独立社外取締役員**にも、有事に関する必要な情報が適切に報告されること。経営陣から独立した立場で、会社と経営陣との間の利益相反が適切に監督されること。
- 自社及び企業集団に不利な事情を含め関係証拠を保全し、ヒアリング等を実施した上で、贈賄行為の可能性が高いと判断される場合は、弁護士への相談、捜査機関への通報や自首、検察官に対する合意制度の適用の申し入れ⁷⁵を検討すること。
- 事態収束後は、原因究明を行い、企業集団としての再発防止策を検討^{76,77}すること。
- 再発防止策の検討に終わらず、子会社における対応状況をモニタリングするとともに、その経営陣の責任追及や再発防止策の有効性や実施状況の確認等を含む企業集団としてのガバナンス機能の回復・強化を図ること。

以上の内容を参考として、各企業において、新たに防止体制の導入や大幅な見直しを検討するにあたっては、その全面的な実施が困難な場合も想定される。その場合には、企業規模・業種、既存の体制、国際商取引との関係、実効性等に加え、企業が外国公務員贈賄罪に問われるリスクの大きさを勘案した上で、各企業の責任により、緊急的な対応として特に必要な項目を優先的に実施

⁷⁵ 合意制度（刑事訴訟法第 350 条の 2）は、特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合に、

○被疑者・被告人が、他人の刑事事件について供述したり、証拠物を提出するなどの協力行為をすること

○検察官が、被疑者・被告人の事件について、不起訴にしたり、軽い訴因で起訴したり、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすること

を内容とする合意をすることができるというものである。合意制度の適用を含め、どのように証拠収集を行うか否かは捜査当局の判断によるが、いずれにせよ、企業においては、社内調査等で判明した事実等を捜査機関に提供することは、事案の原因究明に資することとなり得るため、事態の早期の収束にもつながり得ると考えられる。

⁷⁶ 本指針第 3 章 4. 40 頁の外国公務員贈賄罪の適用事例（4）に記載のように、判例で「コンプライアンス体制を見直し再発防止の手段を講じたこと等」が量刑判断の考慮要素となっていることから、再発防止策の検討をすることは重要である。

⁷⁷ 事実関係や原因究明に関する調査、再発防止策の検討にあたっては、第三者委員会や内部調査委員会を設置することも検討に値する。なお、第三者委員会については、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月策定、同年 12 月改訂）を参照。

すべきである⁷⁸。

5. その他

外国公務員贈賄問題は、一企業のみで、外国公務員等の賄賂要求を不利益も覚悟して拒絶するといった適切な対応を講じることが困難な場合も多い。

このような場合には、現地日本大使館・領事館の日本企業支援窓口や独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、現地商工会議所等に相談をするほか、これらの機関を通じて、事前に又は事後に、特定・不特定の公務員の明示又は黙示の賄賂要求を停止するよう現地政府に要求することも考えられる。また、外務省では、外国公務員贈賄事案に係る相談窓口として、225の在外公館に、OECD外国公務員贈賄防止条約の担当官を指名している。

また、開発協力事業に関しては、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）に設置された不正腐敗情報相談窓口にご相談をするほか、寄せられた情報を基にこれらの機関が現地政府と協議を行うことも考えられる⁷⁹。

他方で、日本政府としては、日本企業を支援する観点から、現地日系企業から要請があった場合には、迅速に現地政府に申し入れることが期待されるとともに、日本企業にとってのリスク判断の材料となるよう、そのような申し入れ状況及びその対応状況を国毎に公表することを、今後関係省庁と検討する。

~~78 内閣府国民生活局の調査によると、企業における内部通報制度の導入割合は増加傾向にあり、内部統制の重要性について意識の高まりが見られる。~~

79 外務省の不正腐敗情報相談窓口は、<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>。JICA の不正腐敗情報相談窓口は、<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>。

第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲について

我が国においては、OECD 条約の締結に当たり、平成 10 年に不正競争防止法を改正し、外国公務員に対する贈賄行為に対し刑事罰を導入する等の対策を講じている⁸⁰。

本章においては、外国公務員贈賄に関する理解と予見可能性の向上という観点から、不正競争防止法の該当部分について、逐条的に解説を行う。

なお、各個別具体的な案件について、実際にその運用を担当するのは捜査当局であり、また、最終的な法解釈は裁判所に委ねられていることを付言する。

1. 外国公務員贈賄罪の構成要件（法第 18 条第 1 項関係）

○ 不正競争防止法第 18 条第 1 項

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

（1）概要（①、②…は後記（2）の中で解説している番号を示す。）

不正競争防止法第 18 条第 1 項では、「①何人も、（「2. 外国公務員等の定義」を参照）外国公務員等に対し、②国際的な商取引に関して③営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その④職務に関する行為を⑤させ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、⑥金銭その他の利益を⑦供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。」と規定されている。

本項は、外国公務員贈賄条約第 1 条 1 の規定を担保するための条文である。すなわち、国際商取引に関して営業上の不正の利益を得るために行う、外国公務員等の職務に関する作為、不作為等をなさしめることを目的とした利益の供与、その申込み又はその約束を禁止している。

⁸⁰ 条約前文によれば、「締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的」とされており、当該考え方に沿って、外国公務員に対する贈賄行為に対し刑事罰を導入する等の措置を講じることが求められている。

なお、OECD 外国公務員贈賄防止条約コメンタリー⁸¹に記載のとおり、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益は、不正競争防止法第 18 条第 1 項における外国公務員等に対して不正の利益を得るために供与する金銭その他の利益には該当せず、不正競争防止法違反とはならない。

○ 典型的な処罰対象行為

1. A 国での国立病院建設プロジェクトを落札するため、事前に公表されない最低入札価格を聞き出すことを目的とする A 国厚生省職員に対する利益の供与
2. B 国で建設した本来は環境基準を満たしていない化学プラントについて、設備設置の許可を受けることを目的とする B 国検査機関の職員に対する利益の供与
3. C 国において、建築資材を輸入する関税を不当に減免してもらうことを目的とする C 国税関職員に対する利益の供与
4. D 国において、競合企業より優位に立つため、商品の輸出の認可を優先的に処理してもらうことを目的とする D 国公務員に対する利益の供与

(2) 語義の解釈

①「何人も」について

本罪の対象となる行為の全部又は一部を日本国内で行った場合には、その国籍に関係なく（すなわち、日本人であれ外国人であれ）、本法の適用を受ける。

また、日本人については、日本国外で当該行為を行った場合にも、本法の適用を受ける。

さらに、外国人については、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、当該法人の業務に関して、日本国外で当該行為を行った場合には、本法の適用を受ける。

→【3. 罰則 （3）罰則の場所的適用範囲について を参照】

②「国際的な商取引」について

本罪は、国際商取引における（in the conduct of international business（条約第 1 条 1））外国公務員に対する贈賄行為を禁止するものである。

本項で「国際的な商取引」とは、貿易や対外投資など国境を越えた経済活動

⁸¹ OECD 外国公務員贈賄防止条約コメンタリー-8 では、「外国公務員等の国の判例や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、犯罪とはならない」とされている。

に係る行為を意味している。「国際的」とは、①取引当事者間に渉外性⁸²がある場合、②事業活動に渉外性がある場合のいずれかを意味している。

○「国際的な商取引」に関する具体例

1. 日本の商社が A 国内の ODA 事業による橋の建設の受注を目的として、A 国公務員に贈賄する場合
→取引当事者間に渉外性があるため、「国際的な商取引」とであると解される。
2. B 国にある日系の建設会社が、東京の B 国大使館の改修工事を受注するために、日本で B 国公務員に贈賄する場合
→事業活動に渉外性があるため、「国際的な商取引」とであると解される。

③「営業上の不正の利益」について

○「営業上の利益」の考え方

「営業」とは、判例上、単に営利を直接に目的として行われる事業に限らず、事業者の公正な競争を確保するという法目的からして、広く経済収支上の計算に立って行われる事業一般（病院経営等）を含む。

したがって、「営業上の利益」とは、事業者がかかる「営業」を遂行していく上で得られる有形無形の経済的価値その他利益一般を指すものと解される。

○「不正の利益」の考え方

不正の利益とは、公序良俗又は信義則に反するような形で得られる利益を意味する。具体的には、次のような行為が該当すると解される。

- (i) 外国公務員等に対する利益の供与等を通じて、自己、あるいはその他の自然人又は法人に有利な形で当該外国公務員等の裁量を行使させることによって獲得する利益
- (ii) 外国公務員等に対する利益の供与等を通じて、違法な行為をさせることによって獲得する利益

○「営業上の不正の利益」を得る目的の有無が問題となり得る場合

(I) 社交行為

- 外国公務員等にかかる旅費、食費などの経費負担や贈答は、典型的な贈賄行為ともなり得るものである。もっとも、純粋に一般的な社交や自社商品・サービスへの理解を深めるといった目的によるものであって、外

⁸² 「渉外性」とは国境を越えた関係性を指す。

国公務員等の職務に関して、自社に対する優越的な取扱いを求めるといった不当な目的もないのであれば、必ずしも「営業上の不正の利益」を目的とする贈賄行為と評価されるわけではない。

- 具体的には、時期、品目や金額、頻度その他の要素から判断して、純粋に社交や自社商品・サービスへの理解を深めることを目的とする少額の贈答、旅費の負担、娯楽の提供等が想定される。これらについては、社内における慎重な検討を確保する観点から現地法令等も勘案して策定された社内基準に基づいて判断され、その結果が適切に記録されることによって事後的な監査の機会が確保されることが望ましいことは、前述（第2章2.（3））のとおりである*。

※注 正規でない承認手続や虚偽の記録の存在は、「営業上の不正の利益」を得るための支払であることを疑わせる要素となり得る。

- （i）「営業上の不正の利益」を得るための支払と判断される可能性が大きいと考えられる行為
- 外国公務員等へのスポーツカーの提供
 - 外国公務員等への少額であっても頻繁な贈答品の提供
 - 外国公務員等への換金性のある商品券の贈答
 - 外国公務員等の家族等をグループ企業で優先的に雇用すること
 - 自社商品・サービスとの関係が乏しいリゾート地への外国公務員家族の招待
 - 外国公務員等の関係する企業をエージェント、コンサルタントとして起用すること
 - 物品等の金額や経済的価値にかかわらず、入札直前の時期における支払
- （ii）「営業上の不正の利益」を得るための支払とは必ずしも判断されない可能性がある行為
- 広報用カレンダー等の提供など、宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与
 - 業務上の会議における茶菓や簡素な飲食物の提供
 - 業務として自社事業所を往訪する外国公務員に対して、交通事情上必要な場合に、自社自動車等を利用させること
 - 現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品の提供
 - 自社が展示会へ出展するだけでは商品・サービスの内容、品質への理解に至らないため、自社工場・研究所（現地国内に限らず、日本ないし第三国を含む）の視察を要する場合における、一定の社内基準に基づいて選定された外国公務員等が要した旅費の負担（現地法令等を踏まえた自社の基準に基づく実費）

- 上記視察に付随した、合理的かつ相応な範囲の会食（なお、金額基準が定められた、視察地国又は当該外国公務員の国の公務員腐敗防止法令がある場合には、当該基準を参考とした会食費）や視察の空き時間等を実施する観光の提供

（Ⅱ）寄付行為

- 企業が寄付を行う場合もあると考えられるが、外国公務員等個人に対する支払は、通常、「営業上の不正の利益」を得るための支払、すなわち、典型的な贈賄行為に該当することに留意すべきである。表面上は非営利団体に対する寄付の形式をとったとしても、当該寄付が実質的に外国公務員等に対する支払となっている場合 はも、同様に典型的な贈賄行為である。

~~一方で~~、純粹に「よき企業市民」（good corporate citizen）として企業の社会的責任を果たすために非営利団体に対して行なわれる寄付 は ~~であつても~~、名実ともにそのような寄付であると認められる場合には、贈賄行為に該当しないする場合もあると考えられるが、当該寄付が名目上のものにすぎず、実質的には外国公務員等に対する支払いとなっている場合には、贈賄行為である。

このため、寄付に先立って、寄付先の役員やその親族等が自社のプロジェクトにかかる外国公務員等の関係者ではないことを確認し、さらに、寄付後も寄付先の会計帳簿等を確認するなど合理的な範囲内で、外国公務員等の関係者への寄付金の還流がないことを確認する必要がある[※]。

※注 正規でない承認手続や虚偽の記録の存在は、「営業上の不正の利益」を得るための支払であることを疑わせる要素となり得る。

（Ⅲ）その他

- ~~我が国の不正競争防止法においては、明示的に~~スモール・ファシリテーション・ペイメント（**Small Facilitation Payments : SFP**）⁸³~~については、「第2章2.（3）社内規程の策定」を参照されたい。関する除外規定を置いていないことから、外国公務員等への金銭その他の利益の供与は、例え少額であつても、「営業上の不正の利益を得る」目的を有する場合には不正競争防止法違反になる。したがって、いわゆる SFP であるということのみを理由としては処罰を免れることはできない。~~

⁸³ ~~スモール・ファシリテーション・ペイメントについては、13 頁の脚注 38 を参照。~~

○ 合理性のない差別的な不利益な取扱いを受けた場合⁸⁴、例えば、通関等の手続において、事業者が現地法令上必要な手続を行っているにもかかわらず、事実上、金銭や物品を提供⁸⁵しない限り、現地政府から手続の遅延その他合理性のない差別的な不利益な取扱いを受けるケースが存在する。

- (i) 企業から申請書を受け取った実体審査を担当しない窓口係員が形式的な不備等がないにもかかわらず、申請書への受領印の押印を拒絶するケース
- (ii) 現地法令に基づき税金が還付されることとなっているにもかかわらず、税務署において合理的理由もなく一向に手続が進めてもらえないケース
- (iii) 現地法令上、消防署から消防設備の点検を受ける義務があるにもかかわらず、当該消防署が点検の実施を渋るケース

このような差別的な不利益を回避することを目的とするものであっても、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益提供に該当し得るものであるうえ、金銭等を外国公務員等に一度支払うと、それが慣行化し継続する可能性が高いことから、金銭等の要求を拒絶することが原則である。

また、支払要求の更なる助長を防止する観点から、第2章5. のとおり、自社単独で又は現地日本大使館・領事館や現地商工会議所等を経由して拒絶の意思を明らかにすることが望ましい。

なお、生命・身体に対する危険の回避を主な目的として、やむを得ず行った利益供与等は、「不正の利益」を得る目的がないと判断される場合があり得る。

④「職務に関する行為」について

「職務に関する行為」とは、当該外国公務員等の職務権限の範囲内にある行為はもちろん、職務と密接に関連する行為を含むものである。

なお、「職務」というのは、刑法第197条（収賄罪）の規定中の「職務」と同義である。

刑法の贈収賄罪において、職務と密接に関連する行為に関する判例として

⁸⁴ 身体・生命に対する間近な危険が生じている場合でなくても、例えば、治安が悪く、現地の警察や軍隊による身辺警護等を必要とする場合には、警察官個人や軍人個人に金銭等を提供するのではなく、警察や軍など組織それ自体との間で身辺警護等の役務提供契約を締結し、実費を支払う方法もあり得る。なお、当然のことながら、契約に藉口して警察等に不当な利益を供与することは、「不正の利益」の供与に該当するものと考えられる。

⁸⁵ ~~いわゆるスモール・ファシリテーション・ペイメントと言われることがあるが、詳細は、13頁の脚注38を参照。~~

は、慣行上公務員が行っている事務や本来の職務の準備的行為を職務密接関連行為と認めたもの等が挙げられる。

⑤「(職務に関する行為を)させ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等に(職務に関する行為を)させ若しくはさせないようにあつせんをさせること」

利益の供与等の目的が外国公務員等の作為・不作為又は他の外国公務員等の作為・不作為のあつせんであることが要件となっている。

外国公務員等自らが行う行為については、④で述べたとおり、外国公務員等の職務の権限の範囲内の行為及びこれと密接に関連する行為が対象になる。

また、「あつせん」については、当該外国公務員等の権限の範囲外の行為であっても、その地位を利用して、他の外国公務員等の職務に関する行為について、その外国公務員等に対して行う「あつせん」が対象になる。

⑥「金銭その他の利益」について

「金銭その他の利益」とは、財産上の利益にとどまらず、およそ人の需要・欲望を満足させるに足りるものであれば該当する。したがって、金銭や財物はもちろん、金融の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供などの財産上の利益のほか、異性間の情交、職務上の地位などの非財産的利益を含む一切の有形、無形の利益がこれに該当すると解される。

⑦「(外国公務員等に対し、)…供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない」について

「供与」とは、賄賂として金銭その他の利益を単に提供するにとどまらず、相手方である外国公務員等がこれを収受することをいう。

「申込み」とは、外国公務員等に対し、賄賂であることを認識し得るような状況の下で金銭その他の利益の収受を促す行為をいい、相手方がこれに対応する行為をすることを必要としない。

「約束」とは、贈収賄当事者間の金銭その他の利益の授受についての合意をいう。

なお、外国公務員等以外の第三者に対し金銭その他の利益を供与し、又はその申込み、約束をした場合であっても、

- 当該外国公務員等と当該第三者の間に共謀がある場合
- 当該外国公務員等の親族が当該利益の収受先になっている場合など、実質的には当該外国公務員等に対して利益の供与が行われたと認められる場合
- 外国公務員等が第三者を道具として利用し、当該第三者に当該利益を収受させた場合

については、外国公務員贈賄罪が成立し得る。

(3) 緊急避難

- 刑法第 37 条に規定する緊急避難に該当する場合には違法性が阻却され、処罰されない※。

※参考 緊急避難の成立条件は、「自己又は他人の生命、身体」（保全法益）等に対する「現在の危難」（保全法益に対する侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていること）を「避けるため」（避難の意思が必要）、「やむを得ずにした行為」（法益保全のために他に取り得る現実的な選択肢がない）、「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り」（具体的事例に応じて社会通念にしたがい法益の優劣を決すべきという趣旨）である。

- 外国公務員等に対する関係では、例えば、支払を行わないと暴行される可能性がある場合など、生命、身体に対する現実の侵害を避けるため、他に現実的に取り得る手段がないためやむを得ず行う必要最低限の支払については、緊急避難の要件を満たす可能性がある。

- 緊急避難の要件を満たし得ると考えられる例

- 銃を携帯した定期巡回中の警察官が事務所内から立ち退かず、明示又は黙示に支払を強要し、身体拘束のおそれが間近に迫った場合における支払。

2. 外国公務員等の定義（法第 18 条第 2 項、政令関係）

○ 不正競争防止法第 18 条第 2 項

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
- 二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者
- 三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者
- 四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者
- 五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

（1）趣旨

「不正競争防止法第 18 条第 2 項」及び「~~不正競争防止法施行令第 3 条不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等を政令で定める者を定める政令~~」では、贈賄の相手方となる「外国公務員等」の定義を規定している。

本法の対象となる外国公務員等は、

- ①外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（第 1 号）
- ②外国の政府関係機関の事務に従事する者（第 2 号）
- ③外国の公的な企業の事務に従事する者（第 3 号）
- ④公的国際機関の公務に従事する者（第 4 号）
- ⑤外国政府等から権限の委任を受けている者（第 5 号）

の 5 つに分類される。

なお、「外国」には、我が国が国家として未承認の国も含まれる。

（2）第 1 号：外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（外国公務員）

外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者とは、行政府、立法府や司法機関に属する職にある者を指している。

※なお、~~政党職員及び~~公務員の候補者は、~~条約上外国公務員の定義に含まれないため~~、本法の対象とはされていない。

（3）第 2 号：外国の政府関係機関の事務に従事する者

外国の政府関係機関とは、公共の利益に関する特定の事務を行うために特

別に法令によって設置された組織であり、日本でいう特殊法人・特殊会社等に相当するものを指している。

なお、特別に法令によって設立された組織には、公益法人や会社等、準則主義により一定の要件を満たせば設立できるような民事法規に根拠をもつ法人は含まれない。

また、「事務に従事する者」とは、その者の果たす機能に着目して、当該機関の事務を行っているとは判断される者を指す。

○ 外国の政府関係機関の例

米国の政府機関法人(government corporation)

政府機関法人の具体例としては、テネシー河谷開発公社 (Tennessee Valley Authority)、全米鉄道旅客輸送公社 (National Railroad Passenger Corporation : 通称Amtrak) などがある。

フランスの公施設法人 (établissements publics)

公施設法人の具体例としては、国立図書館 (Bibliothèques nationales)、大学 (universités) などがある。

(4) 第3号：外国の公的な企業の事務に従事する者

本号における「公的な企業」は、外国の政府又は地方公共団体が、

- ①議決権のある株式の過半数を所有している
- ②出資金額の総額の過半数にあたる出資を行っている
- ③役員の過半数を任命もしくは指名している

のいずれかに該当する事業者（公益法人等も含まれる。）及びこれに準ずる者として政令で定める者である。

これに準ずる者として政令に定める者は、外国の政府又は地方公共団体が、

- ①総株主の議決権の過半数の議決権を直接保有している
- ②株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株で支配している
- ③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している

のいずれかに該当する事業者である。

これらの「公的な企業」のうち、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権利及びそれに伴う利益を付与されているものの事務に従事する者が、不正競争防止法上の外国公務員等に該当する。

○ 「公的な企業」に該当する例1（黄金株支配）

A国の元国営企業B社（民営化済）では、定款中の

- ①いかなる人も株式の15%以上所有すること又は単独若しくは共同での15%以上の議決権を行使することはできない
- ②A国人でない限り、業務執行会長(chairman of the Company)又は首席業務執行取締役(chief executive of the Company)になることができない

等の規定を変更する際には、定款変更の株主総会の決議に対し、その効力を生じさせるには、黄金株所有者たる政府の同意を必要としている規定を有していた。

この場合、B社は、本号における「公的な企業」に該当すると解される。

○ 「公的な企業」に該当する例2（間接的な支配）

C 国国有電力会社 D 社（政府が株式の 80%を保有）の子会社である D₁社及び D₂社は、共に D 社が株式の 70%を保有しており、D₁社は C 国北側での発電を、D₂社は C 国南側での発電を主に担っている。

この場合、D₁社及び D₂社は、本号における「公的な企業」に該当すると解される。

○ **不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等を政令で定める者を定める政令不正競争防止法施行令第 3 条**

- 1 **不正競争防止法(以下「法」という。)**第十八条第二項第三号の政令で定める者は、次に掲げる事業者(同号に規定する事業者を除く。)であってその事業の遂行に当たり外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者とする。
 - 一 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有されている事業者
 - 二 株主総会において決議すべき事項の全部又は一部について、外国の政府又は地方公共団体が、当該決議に係る許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をしなければその効力が生じない事業者又は当該決議の効力を失わせることができる事業者
 - 三 一又は二以上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。次項において同じ。)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者(第一号に掲げる事業者を除く。)
- 2 前項第三号に規定する「公的事業者」とは、法第十八条第二項第三号に規定する事業者並びに前項第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。この場合において、一又は二以上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有され、又は役員の過半数を任命され若しくは指名されている事業者は、公的事業者とみなす。

(5) 第 4 号：公的国際機関の公務に従事する者

本項における「国際機関」とは、組織の形態や権限の範囲に関わらず、国家、政府その他の公的機関によって形成される国際機関を指している。

なお、IOC（国際オリンピック委員会）など、民間機関により構成されている国際機関はこれに該当しない。

○「国際機関」の例

国際連合、UNICEF（国際連合児童基金）、ILO（国際労働機関）、WTO（世界貿易機関）など

（６）第５号：外国政府等から権限の委任を受けている者

外国の政府又は地方公共団体、国際機関から権限の委任を受けてその事務を行う者を指している。すなわち、外国政府等、国際機関が自らの権限として行うこととされている事務、例えば、検査や試験等の事務について、当該外国政府等から当該事務に係る権限の委任を受けて行う者を念頭に置いている。

公共事業を受注した建設会社の職員等、権限の委任なしに外国政府等が発注する仕事を処理するにすぎない者はこれに該当しない。

○ 外国政府等から権限の委任を受けている者の例

化学プラント建設にあたり、当該国の法律に基づく設備設置等の許認可等を受ける際に、事前に環境基準をクリアするかどうかについての検査、試験等を委任されている指定検査機関、指定試験機関の職員は「外国公務員等」とみなされる。

3. 罰則（法第 21 条 ~~第 2 項第 7 号・第 8 項~~、第 22 条関係）

○不正競争防止法第 21 条・第 22 条（抄）

第二十一条 1～3（略）

~~4-2~~ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十五年以下の懲役若しくは三千五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

~~一～三六~~（略）

~~四七~~ 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者第十八条第一項の規定に違反したとき。

~~5-3～9-7~~（略）

~~10-8~~ 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。第四項第四号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

11 第四項第四号の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

~~12-9～15-1-2~~（略）

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

~~一～二~~ （略）前条第四項又は第六項（同条第四項に係る部分に限る。） 十億円以下の罰金刑

~~二・三~~ （略） 前条第二項 三億円以下の罰金刑

2（略）

3 第一項の規定により前条（中略）第二項（中略）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。第一項の規定により前条第一項、第三項、第四項又は第六項（同条第一項又は第四項に係る部分に限る。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(1) 行為者に対する処罰について

①不正競争防止法第 21 条第 ~~42~~ 項第 ~~47~~ 号では、第 18 条第 1 項の規定に違反して外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者については、**105 年以下の懲役又は 3,0500 万円以下の罰金⁸⁶に処し、又はこれを併科**することが規定されている⁸⁷。

~~②罰則の水準に関しては、条約上「刑罰の範囲は自国の公務員に対する贈賄に適用されるのと同等のもの」(条約第 3 条 1) とする義務があるところ、上記法定刑は、自国公務員に対する贈賄罪(刑法第 198 条)の法定刑(3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金)と同等以上の罰則になっており、条約上の義務を果たしている。~~

~~③また、第 21 条第 8 項の規定により、外国公務員贈賄罪については、刑法第 3 条の例に従う。~~

~~刑法第 3 条には、一定の罪について、日本国民が国外で犯した犯罪についても処罰の対象とすることが規定されていることから、外国公務員贈賄罪についても、国民の国外犯が処罰される(外国公務員等に対し、日本国外で利益の供与等を行った日本人についても処罰の対象となる。)⁸⁸。~~

~~→【3. 罰則——(3) 罰則の場所的適用範囲について——を参照】~~

②④外国において贈賄罪の確定判決を受けた者についても、刑法第 5 条⁸⁹により、外国公務員贈賄罪で処罰し得る。ただし、同条の規定に従って、実際に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けた場合には、我が国における刑の執行は減軽又は免除される。

③⑤公訴時効期間は ~~75~~ 年である⁹⁰。ただし、犯人が国外にいる期間は、刑事

⁸⁶ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 51 号)」により法定刑が引き上げられた(令和 6 年●月●日施行)。

⁸⁷ 罰則の水準に関しては、条約上「刑罰の範囲は自国の公務員に対する贈賄に適用されるのと同等のもの」(条約第 3 条 1) とする義務があるところ、上記法定刑は、自国公務員に対する贈賄罪(刑法第 198 条)の法定刑(3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金)と同等以上の罰則になっており、条約上の義務を果たしている。

⁸⁸ 外国公務員贈賄罪に国民の国外犯処罰を導入する「不正競争防止法の一部を改正する法律案」については、平成 16 年 5 月 19 日に国会で成立し、平成 17 年 1 月 1 日より施行された。

⁸⁹ 刑法第 5 条：外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除する。

⁹⁰ 刑事訴訟法第 250 条の規定による。また、不正競争防止法第 22 条第 3 項の規定「~~意匠法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 55 号)~~」により、法人の公訴時効期間も ~~75~~ 年であるとなった(平成 19 年 1 月 1 日施行)。

訴訟法第 255 条第 1 項により、時効の進行は停止する。

(2) 法人に対する処罰について

①両罰規定

不正競争防止法第 22 条第 1 項の規定により、法人⁹¹の代表者~~又は法人~~の代理人、使用人、その他の従業~~者員等~~者が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても ~~103~~ 億円以下の罰金刑⁹²が科される⁹³。

~~これは、国際商取引を業務とする法人について、法人の責任を問うことが条約上の義務となっていることから設けられたものである。~~

②法人に対する過失の推定

最高裁は、過去に法人処罰の規定について、法人の行為者たる従業者等の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がない限り事業主も刑事責任を免れないとする法意であることを判示している⁹⁴。

これは不正競争防止法違反の罪に関するものではないが、同法においても、両罰規定について無過失を理由とする免責が認められるためには、一般的、抽象的な注意を払ったのでは足りず、積極的、具体的に違反防止のための指示を与えるなどして、違反行為を防止するために必要な注意を尽くしたことが要求されると考えられる。

このような観点からも、第 2 章で例示した、外国公務員に対する贈賄を適切に防止できるような体制の構築・運用や、本指針等を活用した外国公務員贈賄罪についての知識の普及・教育活動の実施など、外国公務員贈賄防止対策の実効性を高め、内部統制の有効性の向上を図るための方策をとることが必要である。

③法人の「従業者」の範囲

両罰規定における「従業者」とは、直接、間接に事業主の統制、監督を受けて事業に従事している者をいい、契約による雇人でなくとも、事業主の指

⁹¹ 個人事業主の場合にも両罰規定は適用される。ただし、罰金額は ~~3,0500~~ 万円以下である。

⁹² 「不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 51 号）」により法定刑が引き上げられた（令和 6 年●月●日施行）。

⁹³ 法人の責任について、条約第 2 条は「締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。」と規定している。

⁹⁴ 脚注 19 を参照。最判昭和 40 年 3 月 26 日 刑集 19 卷 2 号 83 頁（外為法違反事件）

揮の下でその事業に従事していれば、「従業者」である、とされている⁹⁵。

例えばなお、海外現地子会社の日本人従業員が外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った場合に、日本の本社に両罰規定が適用されるか否かについては、当該日本人従業員が通常行っている業務への本社の関与の度合い、当該日本人従業員に対する本社の選任・監督の状況などの個別具体的な状況を踏まえて判断される。例えば、当該日本人従業員が実質的には日本の本社の「従業者」員であると認められ、不正の利益の供与等が日本の本社の業務に関して行われたと認められる場合には、日本の本社に対して両罰規定が適用される可能性があると考えられる。

④外国法人への両罰規定の適用

外国法人についても、例えば、会社法上の外国会社⁹⁶についても不正競争防止法第 22 条の両罰規定が適用され得るものと解される。

(3) 罰則の場所的適用範囲について

①場所的適用範囲とは、裁判権を行使するに当たって、その場所で生じた事項に対して自国の刑法を準拠法とし、その定めるところに従って処理することが可能とされる範囲であり、外国公務員贈賄罪については、以下のよう
に整理されるをいう。

①②我が国刑法は、第 1 条で、自国の領域内で犯された犯罪については犯人の国籍如何を問わず日本の刑罰法規を適用する「属地主義」を採用しており、当該規定は刑法第 8 条⁹⁷により、不正競争防止法にも適用される。

属地主義については、犯罪の構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部である結果が国内で発生した場合には当該犯罪に我が国の刑罰法規が適用される。これを外国公務員贈賄罪についていえば、日本国内から外国公務員に対して電子メールや FAX 等で利益の供与の申込み、約束などが行われた場合については、それに続く利益の供与が海外で行われたとしても、全体を包括して国内犯ととらえることが可能であると
考えられる。

②我が国の刑法は、また、殺人、傷害、詐欺等の一定の犯罪については、第 3

⁹⁵ 大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法 第 3 版 第 1 巻」144 頁、青林書院、2015 年

⁹⁶ 会社法第 823 条において、「外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす」こととされている。また、伊東研祐「組織体刑事責任論」76 頁～79 頁、成文堂、2012 年参照。

⁹⁷ 刑法第 8 条：この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

条で、自国の領域内で犯された犯罪に加え、日本国外であっても、自国民が犯した犯罪について日本の刑罰法規を適用する「属人主義」を採用している。外国公務員贈賄罪については、不正競争防止法第 21 条第 10 項において、刑法第 3 条の例に従うと規定~~い、属人主義が採用~~されており、日本国内で贈賄行為を行った者に加え、日本国外で贈賄行為を行った日本人についても処罰されることとなる。

③不正競争防止法第 21 条第 11 項⁹⁸の規定により、日本国内に主たる事務所を有する法人⁹⁹の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において贈賄行為を行った日本国民以外の者も処罰されることとなる。

~~③なお、属地主義については、犯罪の構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部である結果が国内で発生した場合には当該犯罪に我が国の刑罰法規が適用される。~~

~~④これを外国公務員贈賄罪について言えば、日本国内から外国公務員に対して電子メールや FAX 等で利益の供与の申込み、約束などが行われた場合については、それに続く利益の供与が海外で行われたとしても、全体を包括して国内犯ととらえることが可能であると考えられる。~~

~~⑤また、外国法人についても、例えば、会社法上の外国会社¹⁰⁰については不正競争防止法第 22 条の両罰規定が適用され得るものと解される。~~

(4) 海外子会社等(支店)や代理店(エージェント)を利用した利益の供与について

貿易や対外投資などの国際的な商取引を行う際に、海外子会社等(支店)や代理店(エージェント)を利用することが多い。

条約においては、外国公務員贈賄罪について共犯も処罰することが求めら

⁹⁸「不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 51 号）」により当該規定が新設された（令和 6 年●月●日施行）

⁹⁹ 一般に、「事務所」とは、法人事務の執行の場所をいい、事務所が 1 つである場合には、当該事務所が「主たる事務所」になり、2 つ以上の事務所がある場合には、活動の中心となるものを「主たる事務所」という（熊谷則一 著「逐条解説一般社団・財団法人法（第 2 版）」10 頁、全国公益法人協会、2021 年、林良平ほか編「新版注釈民法（2）」257 頁、有斐閣、2011 年）。

¹⁰⁰ 会社法第 823 条において、「外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす」こととされている。また、伊東研祐「組織体刑事責任論」76 頁～79 頁、成文堂、2012 年参照。

れていることから、海外子会社等(支店)や代理店(エージェント)の従業員が外国公務員に対する贈賄行為を行った場合、特に国内本社従業員の関与に留意が必要である¹⁰¹。

ここでは、海外子会社等(支店)や代理店(エージェント)の従業員¹⁰²による外国公務員に対する贈賄行為に関し、国内本社従業員が関与している場合の典型例について不正競争防止法の適用関係を整理する※¹⁰³。

※ 以下の例では、海外子会社等の従業員が、国内本社からの統制、監督を受けていないものとする(3. (2)③も参照されたい。)。

①海外子会社(支店)従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯¹⁰⁴が成立する場合

海外子会社(支店)従業員と国内本社従業員が我が国国内で共謀した場合、共謀の存在も罪となるべき事実の一部であり、かつ、これによって、共同正犯の罪責が認められることから、構成要件の一部の実行地が国内であると言えるため、実際の利益の供与が海外で行われていても、国内犯と考えられる。

したがって、この場合、海外子会社(支店)従業員と国内本社従業員の双方に外国公務員贈賄罪が適用されると解される。(この場合、外国公務員贈賄罪が適用される海外子会社(支店)従業員は日本人に限定されない。)。

また、この場合、利益の供与が国内本社の業務に関して行われたと認められる場合、両罰規定により国内本社が処罰され得ると解される。

②国内本社従業員が教唆¹⁰⁵又は幫助¹⁰⁶し、海外子会社(支店)従業員が実行行為を行った場合

正犯の実行行為(利益の供与等)が国外で行われた場合で、その教唆又は幫助が我が国国内で行われたとき、実行行為を行った海外子会社(支店)の

¹⁰¹ 条約第1条2においては、「締約国は、外国公務員に対する贈賄行為の共犯(教唆、ほう助又は承認を含む。)を犯罪とするために必要な措置をとる。」こととされている。

この点については、「刑法」第60条から第65条の共同正犯、教唆、幫助等に関する各規定が適用される。

¹⁰² ここでは、海外子会社や代理店(エージェント)は、外国の法令に準拠して設立された法人(外国法人)であるとする。なお、法人格を有しない海外支店・営業所等については、国内本社から独立した業務主体ではなく、単に本社に従属する営業上の物的施設にすぎないため、海外支店・営業所等に勤務する者は、国内本社の従業者であると考えられる。

¹⁰³ ここでは、海外子会社や代理店(エージェント)の従業員は、国内本社からの統制、監督を受けていないこととする。国内本社からの統制、監督を受けている場合については3. (2)③を参照。

¹⁰⁴ 共同正犯(刑法第60条)とは、「二人以上の者が共同して犯罪を実行すること」である。また、「数人の者が犯罪を共謀し、その一部の者が犯罪を実行した場合に、実行行為を分担しない者」も正犯として処罰されることがあり、これを共謀共同正犯という。

¹⁰⁵ 教唆(刑法第61条)とは、「他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為」である。

¹⁰⁶ 幫助(刑法第62条)とは、「実行行為以外の方法で正犯に加担する行為」である。

日本人従業員¹⁰⁷については、外国公務員贈賄罪が適用される。これに加えて、我が国国内で教唆、幫助を行った国内本社従業員にもとともに、外国公務員贈賄罪が適用されると解される¹⁰⁸。

③海外子会社（支店）の従業員が独自に、あるいは海外子会社（支店）のみの指示を受けて利益供与を行った場合

利益の供与等を行った海外子会社（支店）の日本人従業員や、それを指示した海外子会社（支店）の日本人従業員については、外国公務員贈賄罪が適用されると解される。一方、海外子会社（支店）の外国人従業員や、利益の供与等に全く関与していない国内本社従業員については、外国公務員贈賄罪は適用されないと解される。

③④海外の代理店（エージェント）第三者¹⁰⁹を利用して利益の供与を行った場合

海外子会社（支店）ではなく海外の代理店（エージェント）の従業員以外の第三者が利益の供与等を行った場合についても、海外子会社（支店）の従業員が利益の供与等を行った場合と変わるところはない（①・②③・②と同様である。）。

いずれにせよ、具体的な事例において、国内本社従業員との共謀の有無があったかどうか等については、個別具体的な事案ごとに司法の判断に委ねられる。

なお、海外子会社等の従業員が独自に、あるいは海外子会社等のみの指示を受けて利益供与を行った場合、利益供与を行った海外子会社等の日本人従業員や、それを指示した海外子会社等の日本人従業員については、外国公務員贈賄罪が適用されると解される。一方、海外子会社等の外国人従業員や、

¹⁰⁷ 国内本社からの統制、監督を受けていない、海外子会社の外国人従業員が実行行為を行った場合について、当該外国人従業員には外国公務員贈賄罪は適用されない。教唆犯、幫助犯については、「正犯について不処罰であっても、犯罪論上犯罪が成立しないためではないと考えるべきであり、教唆犯、幫助犯については刑法が適用され、処罰が可能と解すべきである」、「もともと、・・・特に正犯の行為が行為地法では犯罪とならないものであるときは、その教唆、幫助を処罰することは実質的にみて妥当性を欠くといわざるを得ず、・・・違法性阻却を認めるべきもののように思われる」（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法 第3版 第1巻」87頁、青林書院、2015年）と指摘されている。

¹⁰⁸ 共犯行為（教唆・幫助）と両罰規定の適用については、「従業者が正犯の場合のみ両罰規定が適用される」とする見解（美濃部達吉・経済刑法の基礎理論48頁）と教唆犯、幫助犯の場合も含むとする見解（総判刑（17）[金澤文雄]）が対立している。「違反行為」の文理解釈としては消極説も考えられるが、刑事法においては、一般に正犯の構成要件を記載することにより、その修正形式である教唆犯、幫助犯をも含ませている場合が多いこと（国外犯規定など）、これらの共犯形態についても、選任・監督の責任が問題となることから、積極的に解することが適当と思われる。もともと、実際上は、このような場合、教唆犯、幫助犯の行為がその属する事業主の業務に関すると認められる場合は余りないであろう。（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法 第3版 第1巻」147頁、青林書院、2015年）と指摘されている。

¹⁰⁹ 第三者によって贈賄が行われるリスクについては、第2章1.（4）②（iii）を参照。

利益供与に全く関与していない国内本社従業員については、外国公務員贈賄罪は適用されないと解される。

また、仮に海外子会社等（支店）や海外の代理店（エージェント）の従業員について外国公務員贈賄罪が適用されない場合であっても、当該国における（国内公務員に対する）贈賄罪の刑事責任を免れるものではなく、個別具体的な事案ごとに当該国の司法の判断に委ねられるものである。

4. 外国公務員贈賄罪の適用事例

平成 10 年に不正競争防止法上に外国公務員贈賄罪が創設されてから、現在までに訴追された事例は以下のとおりである（令和 52 年 96 月現在）。

（1）フィリピン公務員に対する不正利益供与事案（福岡簡裁平成 19 年 3 月）

福岡県に本店を置く設備工事等を営む会社我が国株式会社のフィリピン現地法人に出向していた従業員 2 名が、フィリピン国家捜査局（NBI）が計画していた事業の請負契約を早期に締結するために、NBI 幹部 2 人に対してゴルフクラブセット等（約 80 万円相当）の利益を供与した事案。

同事案においては、被告人 2 名に、それぞれ罰金 50 万円、罰金 20 万円が科された。

（2）ベトナム公務員に対する不正利益供与事案（東京地裁平成 21 年 1 月及び 3 月）

東京都内に本店を置く被告人会社のき、土木建築事業に関するコンサルティング業務等を営む会社の代表取締役専務・営業本部長、道路交通事業部長、被告会社のハノイ事務所所長、及び香港に登録簿上の本店を置き、被告会社の実質的指揮監督下にある会社の登録簿上の代表者の従業員等であった 4 名が、ベトナム・ホーチミン市における幹線道路建設事業の契約に関する権限を有していた業務管理局幹部に対し、契約締結等の謝礼を提供するとともに、契約締結前からの同幹部との約束を実行して契約の履行を確保するとともに、契約を早期かつ有利な条件で締結するなど、被告会社に有利な取り計らいを受けたとの趣旨の下に、に関するコンサルタント業務を受注した謝礼等の趣旨で、同事業担当幹部に対して 2 度にわたり、それぞれ約 60 万米ドル（約 6,400 万円相当）、約 20 万米ドル（約 2,600 万円相当）の利益を供与した事案。

同事案においては、被告人 4 名に、それぞれ懲役 2 年 6 月、懲役 2 年、懲役 1 年 6 月、懲役 1 年 8 月（それぞれ執行猶予 3 年。ただし、うち 1 名については別件詐欺罪を含む。）、被告人会社に罰金 7,000 万円が科された。なお、

本事案は、外国公務員贈賄罪における初の両罰規定適用事案である。

量刑の理由では、被告会社は、本件により国際協力銀行から 24 か月間の円借款事業に関する受注失格という重い処分を受けたほか、本件を含む一連の不祥事によってその社会的信用を失い、40 年間の業績を誇る海外事業から撤退を余儀なくされるなど相当の社会的制裁を受けたこと、被告会社としては法的・社会的責任を果たした後清算に向けた手続に入る予定であること、被告会社がこれまで長年にわたり厳しい環境の中での従業員らの懸命の努力によりアジア諸国の開発援助に多大なる貢献をしてきたことなどの事情が認められた。

※ 検察官は、本件起訴同日、既に起訴されていた被告~~人~~会社等に対する法人税法違反事件について、設計等委託費に計上されていた前記現金約 60 万米ドルを、租税特別措置法に基づき、損金不算入とし、平成 16 年 9 月期のほ脱所得金額を約 6,600 万円、ほ脱税額を約 2,000 万円にそれぞれ増額する旨の訴因変更請求を行った。

(3) 中国の地方政府幹部に対する不正利益供与事案（名古屋簡裁平成 25 年 10 月）

愛知県に本店を置く自動車関連部品製造事業等を営む~~株式~~会社の~~元~~専務が、中国の現地工場の違法操業を見逃してもらう~~などする~~ため、地方政府の幹部に対して、3 万香港ドル（約 42 万円相当の~~金銭（香港ドル）~~）及び女性用バッグ（約 14 万円相当）を供与した事案。

同事案においては、被告人に、50 万円の罰金が科された。

(4) インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業（有償資金協力事業）を巡る不正利益供与事案（東京地裁平成 27 年 2 月）

東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む~~株式~~会社の~~元~~社長、~~元~~国際部長及び~~元~~経理担当取締役の 3 名が、インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンでの ODA 事業に関連し、鉄道公社関係者等に金銭を提供した事案。

具体的には、被告人らが、いずれも被告~~人~~会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款「ハノイ市都市鉄道 1 号線建設事業」に関し、ベトナム鉄道公社関係者に約 7,000 万円~~の日本円~~を、また、対インドネシア円借款「ジャワ南線複線化事業」に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に約 15 億 3,000 万ルピア及び 500 万円（合計約 2,000 万円相当の~~金銭（日本円及びルピア）~~）を、ウズベキスタン円借款「カルシ・テルメズ鉄道電化事業」に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に約 57 万 7,000 米ドル（約 5,477 万円相当の~~金銭（米国ドル）~~）をそれぞれ供与したという事案である。

同事案においては、被告人 3 名に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、懲役 2 年 6 ~~か~~月（執行猶予 3 年）、被告~~人~~会社に~~罰金対し~~

9,000 万円~~の罰金~~が科された。

量刑の理由では、相当の社会的制裁を受けたこと（被告~~人~~会社が海外事業からの撤退を余儀なくされたことや、国内でも多くの地方公共団体等から指名競争入札について一定期間の指名停止処分を受けたこと）、その他、契約続行が不可能になったことにより履行済みの部分の支払も受けられないなど巨額の損失が発生したこと、支払済の賄賂を使途秘匿金として申告して納税したこと、コンプライアンス体制を見直し再発防止の手段を講じたこと等が被告~~人~~会社にとって有利な事情として挙げられた。

（５）タイ王国公務員に対する不正利益供与事案（東京地裁平成 31 年 3 月及び最高裁令和 4 年 5 月）

横浜市に本店を置き、火力発電システム等に係る施設又は設備を構成するボイラー、ガスタービン等の機器及び装置の研究、開発、設計、調達、製造等に関する業務等を営む目的とする会社の元執行役員兼調達総括部長、調達総括部ロジスティクス部長及び取締役常務執行役員兼エンジニアリング本部長の 3 名が、現地の下請業者から派遣された者を介して、タイ王国の公務員に金銭を供与した事案であり、合意制度¹¹⁰が適用された事案。

具体的には、タイ王国の公務員に対し、新たに接岸する船舶の種別の変更申請を行う等の正規の手続によらずに許可条件違反を黙認してはしけの仮棧橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいと趣旨の下に、現地の下請業者から派遣された者を介して、現金 1,100 万タイバーツ（~~約当時の円換算~~ 3,993 万円相当）を供与したという事案である。

同事案においては、被告人 2 名に懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、被告人 1 名に懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年）が科された。本件は、合意制度が適用された結果、会社は刑事訴追を受けていない。

（６）ベトナム公務員に対する不正利益供与事案（神戸簡裁令和元年 12 月）

日本在住のベトナム人が、ベトナム人の在留資格の申請に必要な書類を不正に交付してもらうために、在福岡ベトナム総領事館の領事~~（当時）~~に現金~~（計 15 万円）~~を供与した事案。

同事案においては、被告人に、罰金 50 万円が科された。

（７）ベトナム税関職員に対する不正利益供与事案（名古屋簡裁令和 2 年 1 月）

電子機器製品の販売等を業とする会社の現地法人社長~~（当時）~~が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナム

¹¹⁰ 平成 28 年 5 月 24 日に刑事訴訟法が改正され、導入された制度であり、平成 30 年 6 月に施行された。

ムのハイフォン市税関局の幹部職員 2 人に 15 億ドン（約 735 万円相当）を供与したという事案。

同事案においては、被告人に、罰金 100 万円の罰金が科された。

（８）ベトナム公務員に対する不正利益供与事案（神戸簡裁令和 2 年 6 月）

日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を不正に交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事（当時）に 10 万円供与するとともに、別途 10 万円の供与の約束をした現金（約 10 万円）を供与するなどした事案。

同事案においては、被告人に、罰金 50 万円が科された。

（９）ベトナム公務員に対する不正供与事案（津簡裁令和 2 年 7 月）

日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を不正に交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事（当時）に 現金（計 14 万円）を供与する約束をした事案。

同事案においては、被告人に、罰金 50 万円が科された。

（１０）ベトナム公務員に対する不正利益供与事案（神戸簡裁令和 4 年 8 月）

富山県に本店を置く化学工業会社の代表取締役、及びベトナム現地法人の代表取締役 2 名が、行政違反に対する罰金の減免等の有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、また、追徴課税の減免等の有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、ベトナム当局、税務局の職員に対し、それぞれ 8,000 万ドン（約 39 万円相当）、7 億ドン（約 329 万円相当）を供与した事案。

同事案においては、被告人 3 名に、罰金 100 万円、罰金 70 万円、罰金 40 万円が科された。

（１１）大使館職員に対する不正利益供与事案（長崎簡裁令和 4 年 8 月）

外国人招へい業務を営む会社の役員及び社員が、東京都内にある外国の大使館において、外国人招へいにかかる認証手続を迅速に実施してもらうために、大使館職員に 8 万円を供与した事案。

同事案においては、被告人 2 名に罰金 30 万円、被告会社に罰金 30 万円が科された。

（１２）ベトナム税関職員に対する不正利益供与事案（東京地裁令和 4 年 11 月）

東京都に本店を置くプラスチック製品販売会社の代表取締役、執行役員兼経営企画部長、及びベトナム現地法人の代表者が、通関後検査における追徴課税の減免等の有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、また、税務調査における追徴課税の減免等の有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、ベトナム税関局、税務局の職員に対し、それぞれ 20 億ドン（約 980 万円相当）、

30 億ドン（約 1,380 万円相当）を供与した事案。

同事案においては、被告人 3 名に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）、1 年 6 月（執行猶予 3 年）、1 年 6 月（執行猶予 3 年）、被告会社に罰金 2,500 万円が科された。

量刑の理由では、被告会社について、本件各犯行について第三者委員会を設置した上、検察庁に自主申告をして事案解明に協力しているほか、コンプライアンス体制を見直して再発防止の手段を講じたことが有利な事情として挙げられた。

第4章 その他関連事項

本章においては、不正競争防止法以外の外国公務員贈賄に関連する国内措置及び海外における関連情報を提供する。当該情報についても各企業における対策を検討するにあたっての基礎情報等として活用されることが期待される。

1. OECD 条約の義務を履行するための関連措置

OECD 条約の義務を履行するに当たっては、不正競争防止法に基づく法的措置以外にも、他法令等を活用した手当を行っている。OECD 条約の条文に沿った対応措置の概要は、以下のとおりである。

(1) 通報（条約第1条関係）

条約第1条では、外国公務員に対する贈賄について自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとることとされている。

この点、公益通報者保護法¹¹¹の対象法律として不正競争防止法を指定し、外国公務員に対する贈賄行為について、所定の要件を満たして公益通報を行った労働者を、日本国内の事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護することにより、外国公務員贈賄罪の発見に関する措置をとっている。

(2) 収益の没収（条約第3条関係）、資金洗浄（条約第7条関係）

条約第3条3では、「締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる」とこととされている。

我が国では、前述の不正競争防止法の両罰規定による金銭的制裁があることに加え、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）」第2条第2項第1号イは、「・・・長期四年以上の懲役・・・の刑が定められている罪」の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産を組織的犯罪処罰法の「犯罪収益」とし、組織的犯罪処罰法第13条において「犯罪収益」を没収することができる旨規定しているところ、外国公務員贈賄罪の法定刑は不正競争防止法第21条第2項第7号において「五年以下の懲役」と

¹¹¹ 詳細は、公益通報者保護制度ウェブサイト参照（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/）。

規定されていることから、贈賄側の得た財産は「犯罪収益」に該当し、没収の対象となり得る。

また、組織的犯罪処罰法第 2 条第 2 項第 3 号ロは、外国公務員等に「供与された財産」（すなわち収賄側の得た財産）についても同法の「犯罪収益」とし、没収の対象となり得る。

なお、条約第 7 条では、「資金洗浄に係る法制の適用において自国の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用する」こととされているところ、組織的犯罪処罰法第 10 条は、犯罪収益等を隠匿する行為等を処罰の対象としている。

(3) 会計（条約第 8 条関係）

条約第 8 条では、外国公務員に対する不正な利益の供与の隠蔽等を目的とした、帳簿や財務諸表等における欠落や虚偽の記載に対しても、必要な措置を講じることとされている。

我が国においては、「企業会計原則」一般原則及び「財務諸表等の用語、様式又は作成方法に関する規則」第 5 条に基づき、虚偽記載等を禁止している。加えて、違反行為に対しては、民事上の措置として、金融商品取引法第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条の 4、行政上又は刑事上の措置として会社法第 976 条、金融商品取引法第 10 条、第 24 条の 2、第 172 条、第 172 条の 2、第 172 条の 3、第 172 条の 4、第 197 条、第 197 条の 2、第 207 条、公認会計士法第 30 条、第 31 条の 2、第 34 条の 21、第 34 条の 21 の 2 が適用される。

(4) 法律上の相互援助(条約第 9 条関係)、犯罪人の引渡し（条約第 10 条関係）

条約第 9 条では、迅速かつ効果的な法律上の援助を他の締約国に与える等法律上の相互援助の規定が設けられている。

この点については、「国際捜査共助等に関する法律」、「外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法」に定められる手続を通じ、適切に対応することが可能である。

また、条約第 10 条によれば、外国公務員に対する贈賄については、各国国内法及び締約国間の犯罪人引渡条約により引渡可能な犯罪とすること¹¹²、引渡し請求を受けた者が自国民であっても請求国へ引き渡すか又は自国民であることのみを理由に引渡しの請求を拒否した場合には被要請国において権限ある当局に事件を付託すること等が求められている。

¹¹² なお、犯罪人引渡条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国においては、OECD 外国公務員贈賄防止条約を外国公務員贈賄に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができることとされている（条約第 10 条 2）。

不正競争防止法の外国公務員贈賄罪は、長期 3 年以上の懲役に処すべき罪に該当し、「逃亡犯罪人引渡法」により引渡し可能な犯罪である。

(5) 監視及び事後措置（条約第 12 条関係）

各締約国の措置の同等性を確保することが必要であるとの認識の下、条約第 12 条においては、条約の完全な実施の監視及び促進のための締約国間の協力が求められている。

これを受け、OECD 贈賄作業部会において、平成 11 年 2 月の条約発効後、条約締約国の実施法の整合性審査（フェーズ 1 審査）、当該審査の指摘事項についてのフォローアップ審査（フェーズ 1 プラス審査）、実施法の運用状況（実効性）の審査（フェーズ 2 審査）、フェーズ 2 審査のフォローアップ、及び執行面に重点を置いた審査（フェーズ 3 審査）、フェーズ 3 審査のフォローアップ、主要な贈賄作業部会の横断的な課題やフェーズ 3 審査までに確認された指摘事項等の進捗に関する審査（フェーズ 4 審査）、フェーズ 4 審査のフォローアップが順次行われており、全条約加盟国の制度・運用が継続的に監視されている。

~~また、平成 28 年より、主要な贈賄作業部会横断的な課題や、フェーズ 3 審査までに確認された指摘事項等の進捗に関する審査（フェーズ 4 審査）が開始された。~~

我が国に対しても、フェーズ 4 審査のフォローアップまでが実施されており、平成 11 年 10 月にフェーズ 1 審査、平成 14 年 5 月にフェーズ 1 プラス審査報告書（フェーズ 1 プラス審査の結果を含む。）、平成 16 年 12 月及び平成 17 年 3 月にフェーズ 2 審査報告書、平成 18 年 6 月にフェーズ 2bis 審査報告書、平成 19 年 10 月にフェーズ 2 フォローアップ審査報告書、平成 23 年 12 月にフェーズ 3 審査報告書、平成 26 年 2 月にフェーズ 3 フォローアップ審査報告書、令和元年 6 月にフェーズ 4 審査報告書、令和 3 年 10 月にフェーズ 4 フォローアップ審査報告書が贈賄作業部会で採択され、公表されているが行われた¹¹³。

¹¹³ <https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/japan-oecdanti-briberyconvention.htm>

2. その他国内における関連施策

その他 OECD 条約に基づく措置以外にも、政府及び政府関係機関においても、外国公務員贈賄を防止する等腐敗防止に資する対策を講じている。特に関連の深いものとしては、以下の 2 つがあげられる。

(1) 輸出信用に関する措置

OECD 輸出信用グループにおいては、公的輸出信用の分野において、贈賄を阻止するための適切な手段をとること、又は贈賄行為が公的輸出信用の契約に含まれる場合に適切な対応をとること等につき、「輸出信用と贈賄に関する行動声明」（平成 12 年 12 月 OECD 輸出信用アレンジメント輸出信用部会合意）として承認した。その後、この行動声明の取組内容を一層前進させるものとして、平成 18 年 12 月、OECD 理事会において、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」が、その後平成 31 年 3 月にその改訂版（OECD 贈賄新勧告¹¹⁴）が採択された。これにより、OECD 諸国の公的輸出信用に関する関係機関において、同等の措置を講じることが求められている。

我が国においては、株式会社日本貿易保険（NEXI）及び株式会社国際協力銀行（JBIC）が、本 OECD 贈賄新勧告を踏まえて令和 2 年 4 月より輸出企業等及び保険契約を申し込む企業等に関連し以下の措置を講じているところである¹¹⁵。

(NEXI)

- 保険の申込みに際し、保険契約を申し込む企業等に対して、当該企業及び当該企業の役員、従業員、申込対象取引に係る代理人（保険申込企業等）が、申込対象取引に関して、不正競争防止法で禁止される外国公務員等への贈賄行為に対する贈賄行為に関与していないこと及び今後も関与しないこと等を誓約させる。
- 保険の申込みに際し、保険契約を申し込む企業等に対して、以下の事項のうち該当する事項がある場合には申告させる。
 - 一 保険申込企業等が、現在、贈賄を禁止する法令（外国法令を含む）に違反した罪により、いずれかの国において起訴され、又は正式捜査を受けている。

¹¹⁴ OECD 贈賄新勧告では、外国公務員に加え国内公務員向け贈賄や民間間の贈賄（輸出契約等に係る民間贈賄は自国の法体系で禁止されている場合が対象）についても対象となる。また、贈賄の主体には、輸出企業等や保険を申し込む企業だけでなく借入人等の関係当事者も含まれる。

¹¹⁵ NEXI: <https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>,
JBIC: <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

- －保険申込企業等が、過去 5 年間に、贈賄を禁止する法令(外国法令を含む)に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置(司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。)を受けたことがあるか又は仲裁判断(公表されているものに限る。)において贈賄に関与したものと認定されたことがある。
 - 上記申告事項に該当する場合、申込対象取引に係る贈賄関与のリスクもより慎重に確認する必要があるため、通常よりも厳格なデュー・デリジェンス(OECD 贈賄新勧告で定める Enhanced Due Diligence を指す。)を実施し、適切な内部の是正措置や予防措置が取られ、維持され、文書によるルール化が行われていること等を確認する。
 - 保険契約締結前に、保険契約の対象となる取引について贈賄が関与している疑いが判明した場合にはその締結を保留し、その上で保険申込企業等が贈賄に関与しているとの結論に至ったときは引受を拒絶することとしている。
 - 保険契約締結後に、保険契約の対象となる取引において、保険申込企業等が贈賄行為へ関与しているとの結論に至った場合には、保険金支払いを拒否し、若しくは支払済保険金の返還を受け、又は保険契約を解除する等の適切な措置を講ずる。
- (JBIC)
- 貸付等の検討に際して、以下の事項等について、輸出企業等に誓約・確認を行う。
 - －輸出企業及び輸出企業の代表者、役員、代理人、使用人、その他の従業員(輸出企業関係者)が、輸出契約又は売買契約(本契約)に関して不正競争防止法で禁止される外国公務員等への贈賄行為に関与しておらず、また今後も関与しないこと。
 - －輸出企業及び輸出企業関係者が国内外のビジネス行為に係る贈賄行為の容疑により起訴されている場合、同者の知りうる限りにおいて捜査対象となっている場合、過去 5 年間に有罪判決若しくは同等の処分(自白・自己申告に基づく処分、司法取引等)を受けている場合、又は公開された仲裁判断に基づき贈賄行為に関与したことが発覚している場合には、かかる情報を JBIC に提供すること。
 - かかる情報が提供された場合、本契約に基づく取引に係る贈賄関与のリスクをより慎重に確認する必要があるため、通常よりも厳格なデュー・デリジェンス(OECD 贈賄新勧告で定める Enhanced Due Diligence を指す。)

を実施するなどの適切な措置を取る。

○ 本契約に関して、贈賄行為への関与が認められた場合には、以下の対応を行う。

（貸付等の実行前） 捜査当局への情報提供、融資の拒否、貸出停止、又は融資未実行残高の取り消しなどの適切な措置を取る。

（貸付等の実行後） 捜査当局への情報提供、強制期限前弁済などの適切な措置を取る。

（２）ODA（政府開発援助）に関する措置

平成 27 年 2 月に閣議決定がされた「開発協力大綱」においても、以下のとおり開発協力に関し「不正腐敗の防止」を実施上の原則の 1 つとしている。外国公務員に対する贈賄行為についても、かかる方針の主要項目の一つである。

（１）実施上の原則

イ 開発協力の適正性確保のための原則

（キ）不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

このように、開発協力に関連して外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等政府及び政府関係機関においては、外国公務員贈賄に関与した者に対して、個々の事例に応じ、一定の範囲内で制裁的措置を講ずることとしている。

このような対策を通じ、我が国の開発協力に関連して、外国公務員への贈賄行為が行われることのないよう留意されているところである。

【参考 1】「政府開発援助（ODA）の不正・腐敗事件の再発防止に向けて」（平成 21 年 9 月）

日本の円借款事業に関して不正利益供与事案が起きたことを受けて¹¹⁶、外務大臣の下に設置された外部有識者による「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」により、主に以下の方策が提言された¹¹⁷。

1. 外務省、JICA による取組

①企業に対する措置規定の強化

¹¹⁶ 第 3 章 4. (2) 参照

¹¹⁷ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/f_boushi.html

- ②不正情報受付窓口の活用
- ③JICA による選定・契約へ積極的な関与
- ④案件モニタリングの強化
- 2. 企業に対する方策
 - ①コンプライアンスを高めるための方策
 - ②企業の国際競争標準に対する認知度を高めるための方策
- 3. 相手国に対する方策
 - ①不正事案が起こった国への ODA 供与方針
 - ②ガバナンス強化に向けた方策
 - ③キャパシティビルディングに向けた方法
- 4. 国際的枠組みにおける取組
- 5. 提言へのフォローアップ

【参考 2】外務省及び JICA の措置要領/規程と外国公務員贈賄

外務省及び JICA では、「日本国の ODA 事業において不正行為を行った者等に対する措置要領」及び「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業における不正行為等措置規程」、「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」に基づいて、従来より外国公務員贈賄等の不正を行ったものに対し契約を承認しない又は入札参加資格を停止する措置を講じてきている。外務省は、上記【参考 1】に記載する検討会の提言を受け、企業に対する措置規定の強化に向けた取組の一つとして、平成 23 年 2 月、措置要領の外国公務員贈賄に係る措置期間の上限を 12 か月から 36 か月に引き上げた。

【参考 3】「政府開発援助（ODA）事業における不正腐敗（再発防止策の更なる強化）」（平成 26 年 10 月）¹¹⁸

インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける ODA 事業を巡る不正利益供与事案¹¹⁹が明らかになったことを受けて、同様の事態が生じるのを未然に抑止するため、上記再発防止策の更なる強化を図るべく、以下の取組が講じられることとなった。

- 1. 不正腐敗情報に係る窓口の強化
 - ①「相談」機能の強化、ホームページ上の英語や現地語による通報の受付。
 - ②自主的に不正を申告した企業については、入札から一定期間排除する措置を減免。
- 2. 不正に関与した企業に対する措置に係る規程の更なる強化

¹¹⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/201410_kyouka.html

¹¹⁹ 第 3 章 4. (4) 参照

3. 「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」¹²⁰の策定
4. 企業のコンプライアンス強化のための方策
5. 相手国政府への一層の働きかけ
6. 相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援

(3) 合意制度（刑事訴訟法第 350 条の 2）

平成 28 年 5 月の刑事訴訟法の改正により、合意制度が導入され、平成 30 年 6 月に施行された。

不正競争防止法の罪は、合意制度の対象犯罪となっていることから、当該制度の導入により、不正競争防止法の罪について、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合、被疑者・被告人が他人の刑事事件について供述をするなどの協力行為をし、検察官が、被疑者・被告人の事件について、不起訴にしたり、軽い求刑をするなどの有利な扱いをすることを内容とする合意をすることができるようになった。

3. 国際的な諸外国等の法制度及び運用に関する動向

(1) 諸外国における法制度・執行状況運用の概要

条約加盟国の法制度・執行運用状況については、OECD において随時フォローアップされているところであり、これを通じ関係国の情報を入手することが可能である¹²¹。

~~—加えて、平成 15 年 6 月には、外務省において、諸外国における法制度を関係国に対し調査を実施した。その結果、米国、韓国、ポーランド、カナダ、スウェーデンの 5 ヶ国において起訴事例が報告されている¹²²。~~

¹²⁰ <https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

¹²¹ ~~OECD における条約の履行状況に関する相互審査結果に関する情報については、以下を参照。~~
<https://www.oecd.org/investment/countryreports/ontheimplementationoftheoecdanti-briberyconvention.htm>
~~各国における執行状況については、以下を参照。~~
<https://www.oecd.org/corruption/data-on-enforcement-of-the-anti-bribery-convention.htm>
<https://www.oecd.org/investment/anti-bribery/anti-briberyconvention/phase1countrymonitoringoftheoecdanti-briberyconvention.htm> (フェーズ 1 審査)
<https://www.oecd.org/investment/anti-bribery/anti-briberyconvention/phase2countrymonitoringoftheoecdanti-briberyconvention.htm> (フェーズ 2 審査)
<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/anti-briberyconvention/phase3countrymonitoringoftheoecdanti-briberyconvention.htm> (フェーズ 3 審査)

¹²² ~~本調査によれば、米国では 45 件、韓国では 2 件、スウェーデン 1 件、カナダ 1 件などの起訴事例がある。（韓国については平成 15 年 3 月現在、その他の国については、平成 14 年 1 月現在。）~~

（２）OECD 多国籍企業行動指針¹²³

平成 23 年 5 月の 2011 年 OECD 閣僚理事会で「OECD 国際投資及び多国籍企業に関する宣言」に参加する 42 ヶ国政府により「OECD 多国籍企業行動指針」が採択された。本指針においては、多国籍企業が贈賄の防止のために企業がとるべき 7 項目の行動についても言及されている。

例えば、以下のような項目が提言として盛り込まれており、企業が取り組みを行う上で参考となり得る。

- 公務員又は取引先従業員に対し、不当な金銭上又は他の利益を供与・申し出若しくは約束をしない。同様に、企業は、公務員又は取引先従業員から不当な金銭又は他の利益を収受し、又はその約束若しくは同意をしてはならない。企業は、代理人、代理店及びその他の仲介人、コンサルタント、代表者、流通業者、共同事業体、契約者、製造業者及び合弁事業者等の第三者を、公務員又はその取引先従業員、又はこれらの者の親類若しくは共同事業者に対する不当な金銭上又は他の利益を経由させる手段として利用してはならない。
- 贈賄の防止及び発見を図るため、適正な内部統制、倫理基準並びに法令遵守計画又はその方策を構築し採用する。これらは、個々の企業をとりまく事情、特に企業が直面する贈賄のリスク（活動地域及び産業部門に起因するもの等）を分析した結果に基づいて開発されるべきである。これらの内部統制、倫理基準、並びに法令遵守計画又はその方策は、贈賄又は贈賄を隠蔽する目的に利用されないことを確保するため、公平で正確な帳簿、記録、会計を維持するために設計された合理的な内部統制システムを初めとする財務及び会計手続を含むものとすべきである。企業の内部統制、倫理基準並びに法令遵守計画又はその方策の継続的な実効性を確保し、また、企業が贈賄、贈賄要求、金品の強要に加担するリスクを軽減するため、個々の企業を取り巻く事情及び贈賄のリスクは、必要に応じて定期的に再評価されなければならない。

（２）腐敗防止に関する国際動向

平成 22 年 6 月、G20 首脳は、腐敗防止の国際的な取り組みに実際的かつ価値のある貢献を行い、模範を示す方法について包括的な提言を行うための、専門家による作業部会の設置に合意した¹²⁴。同年 11 月には G20 首脳による「腐敗対策行動計画」が採択された¹²⁵。

その後、G20 や IPEF 等の国際枠組みにおいて、腐敗問題への取り組み強化が、繰り返し提言されている。

¹²³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/esr/housin.html>。同指針の仮訳は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/esr/pdfs/takoku_ho.pdf

¹²⁴ G20 トロント・サミット宣言の仮訳は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/toronto2010/sengen_ky.html。

¹²⁵ 「行動計画」の仮訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/seoul2010/annex3.html>。

G20 バリ首脳宣言（令和 4 年 11 月 15 日）¹²⁶

（仮訳・抜粋）

我々は、我々のコミットメントを想起し、全ての国に対し、外国の公務員に対するものを含む贈賄を犯罪化し、贈賄を効果的に防止、撲滅、探知、捜査、起訴及び制裁することを求める。我々は、「グローブ・ネットワーク」や腐敗公務員の入国拒否に関する G20 専門家ネットワークといった既存のネットワーク及びイニシアティブの任意の活用を含め、組織犯罪に関連する腐敗及びマネーロンダリングを含む経済犯罪と戦うための国際協力及び法的枠組の強化に更に取り組む。我々は、国連腐敗防止条約（UNCAC）第 16 条に沿った外国贈収賄の犯罪化及び外国贈収賄法の執行に向けた我々の行動に関する情報を共有し、適切な場合には、OECD 外国公務員贈賄防止条約への参加を拡大することを期待する。

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）に関する声明（令和 4 年 5 月 23 日）¹²⁷

（仮訳・抜粋）

税・腐敗防止：我々は、インド太平洋地域における租税回避及び腐敗を抑制するために、既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った、効果的で強固な税制、マネーロンダリング防止、及び贈収賄防止制度を制定し、施行することにより、公正な経済を促進することにコミットする。

（3）国際機関・海外当局発行のガイドライン

企業における外国公務員贈賄防止体制の構築に関し、国際機関・海外当局が策定したガイドライン等を以下に例示する。

1. Good Practice Guidance on Internal Controls, Ethics and Compliance¹²⁸

- OECD 理事会勧告「さらなる贈賄防止に向けた勧告」の附属書 II として、2010 年に採択された後、2021 年に改訂。
- コンプライアンス・プログラムは、企業が直面する海外贈収賄リスク（地理的・産業的な事業部門、規制環境、潜在的な顧客やビジネス・パートナー、外国政府との取引、第三者の利用など）に対応するリスク評価に基づいて策定されるべきであり、リスクは、定期的に監視、再評価され、必要に応じてコンプライアンス・リソースの配分を決定すべき旨を指摘。
- 効果的な内部統制、倫理、コンプライアンス・プログラム又は対策を確保するための 16 のグッド・プラクティスを提示。

¹²⁶ 宣言の仮訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100422034.pdf>。

¹²⁷ 声明の仮訳は、https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220523003/20220523003_2.pdf。

¹²⁸ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0378>。

2. Anti-Corruption Ethics and Compliance Handbook¹²⁹

- OECD、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、世界銀行が共同で策定し、公表。
- 既存の腐敗防止に関する主要なガイドラインを一つの参考資料にまとめ、実際にこれらのガイドラインを適用している企業のケーススタディを掲載。

3. A Guide for Anti-Corruption Risk Assessment¹³⁰

- 国連グローバル・コンパクト¹³¹が策定し、公表。
- 効果的な腐敗防止プログラムの重要な要素の一つである、リスク評価の実施方法について、①プロセスの確立、②リスクの特定、③リスクの評価、④リスクの緩和策の特定、⑤残存リスクの算出、⑥行動計画の策定、の6ステップからなるガイダンスを提示。

4. A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act. Second Edition¹³²

- 米国 Foreign Corrupt Practices Act（米国 FCPA）の解釈等を示したリソースガイド。
- 米国司法省（DOJ）、米国証券取引委員会（SEC）が企業のコンプライアンス・プログラムを評価する際に考慮する基本的な要素として、幹部の取組姿勢及び明確な腐敗防止指針、行動規範及びコンプライアンス方針、監査・自律性及びリソース、リスク評価、研修及び助言の継続、インセンティブ及び懲戒処分、第三者に対するデュー・デリジェンス、内部通報及び社内調査、定期的な改善等を提示。

5. The Bribery Act 2010 Guidance¹³³

- 英国 Bribery Act 2010 の解釈等を示したガイダンス。
- 贈賄防止を望む営利組織がとるべき措置の6原則として、①贈賄リスクに応じた措置、②企業のトップレベルの関与、③リスク評価、④デュー・デリジェンス、⑤コミュニケーション（研修含む）、⑥防止体制の監視と見直し、を提示。

¹²⁹ <https://www.oecd.org/corruption/Anti-CorruptionEthicsComplianceHandbook.pdf>

¹³⁰ https://d306pr3pise04h.cloudfront.net/docs/issues_doc%2FAnti-Corruption%2FRiskAssessmentGuide.pdf

¹³¹ 1999年の世界経済フォーラムにおいて、コフィー・アナン国連事務総長（当時）が提唱したイニシアチブであり、2000年に正式に発足。国連グローバル・コンパクトに署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則に賛同し、企業・団体のトップ自らのコミットメントのもと、その実現に向けて努力を継続することが求められている。

¹³² コンプライアンス・プログラムの評価の際に考慮される基本的な要素について、54頁～68頁に記載。<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>

¹³³ 6原則について、20～31頁に記載。<https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>

以上

参 考 資 料

○国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約

前文

締約国は、

贈賄が国際商取引（貿易及び投資を含む。）において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていることを考慮し、

すべての国が国際商取引における贈賄を防止する責任を共有することを考慮し、

千九百九十七年五月二十三日に経済協力開発機構（OECD）の理事会において採択された「国際商取引における贈賄の防止に関する改訂勧告（C（九七）一二三最終版）」において、国際商取引における外国公務員に対する贈賄を抑止し及び防止するための効果的な手段、特に、当該勧告に掲げる合意された共通の要素及び各国の基本的な法的原則（裁判権に関するものを含む。）に合致した方法により、かつ、効果的で協調された態様により、当該贈賄を速やかに犯罪とすることが求められていることを尊重し、

他の近年の進展（国際連合、世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関、米州機構、欧州評議会及び欧州連合の活動を含む。）により、公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、

贈賄を防止するための企業、商業団体、労働組合及び他の非政府機関による努力を歓迎し、

国際商取引において個人又は企業に対し賄賂が要求されることを防止する上での政府の役割を認識し、

この分野において進展を図るためには、一国における努力のみならず、多数国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、

締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 外国公務員に対する贈賄

- 1 締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。
- 2 締約国は、外国公務員に対する贈賄行為の共犯（教唆、ほう助又は承認を含む。）を犯罪とするために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄の未遂及び共謀については、自国の公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。
- 3 1及び2に定める犯罪を、以下「外国公務員に対する贈賄」という。
- 4 この条約の適用上、

- a 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない。）、外国のために公的な任務を遂行する者（当該外国の公的機関又は公的な企業のために任務を遂行する者を含む。）及び公的国際機関の職員又はその事務受託者をいう。
- b 「外国」には、国から地方までのすべての段階又は区分の政府を含む。
- c 「外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控える」というときは、当該外国公務員に認められた権限の範囲内であるかないかを問わず、その地位を利用することを含む。

第二条 法人の責任

締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

第三条 制裁

- 1 外国公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の剥奪を含むものとする。
- 2 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）であって、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。
- 3 締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。
- 4 締約国は、外国公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

第四条 裁判権

- 1 締約国は、自国の領域内において外国公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 2 国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、そのような裁判権の設定に関する原則と同一の原則により、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自国の国民によって行われた場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 3 この条約に定める犯罪が行われたとされる場合に二以上の国が裁判権を有するときには、関係締約国は、そのいずれかの要請により、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議を行う。
- 4 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外国公務員に対する贈賄を防止する上で効果的であるかないかを見直し、効果的でない場合には、改善措置をとる。

第五条 執行

外国公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、締約国において適用される規則及び原則に従う。外国公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、経済上の国家的利益に対する配慮、他国との関係に対する潜在的影響又は関係する自然人若しくは法人がいずれであるかに影響されてはならない。

第六条 出訴期限

外国公務員に対する贈賄に適用される出訴期限は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

第七条 資金洗浄

資金洗浄に係る法制の適用において自国の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用する。

第八条 会計

- 1 締約国は、外国公務員に対する贈賄を効果的に防止するために、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令の範囲内で、これらの法令に服する企業が、外国公務員に対して贈賄を行い又はそのような贈賄を隠蔽することを目的として、簿外勘定を設定し、帳簿外での取引若しくは不適切に識別された取引を実施し、架空の支出を記載し、目的が不正確に識別された負債を記入し又は虚偽の書類を使用することを禁止するために必要な措置をとる。
- 2 締約国は、1の企業の帳簿、記録、勘定又は財務諸表における1に規定する欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

第九条 法律上の相互援助

- 1 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる捜査若しくはとられる刑事手続又は法人に対して他の締約国によりこの条約の範囲内でとられる刑事手続以外の手続に関し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与える。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、当該要請に応じるために必要な追加の情報又は文書について遅滞なく通報し、また、要求がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。
- 2 締約国が双罰性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。
- 3 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

第十条 犯罪人引渡し

- 1 外国公務員に対する贈賄は、締約国の国内法及び締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- 2 犯罪人引渡条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。
- 3 締約国は、外国公務員に対する贈賄に関し、自国の国民であっても引き渡すことができるか又は訴追することができるよう確保するために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄に関するある者の犯罪人引渡しの請求を当該者が自国の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 4 外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しは、締約国の国内法並びに適用される条約及び取決めに定める条件に従う。締約国が双罰性を犯罪人引渡しの条件とする場合には、この条件は、犯罪人引渡しの請求に係る犯罪が第一条に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十一条 責任のある当局

協議に関する第四条3、法律上の相互援助に関する第九条及び犯罪人引渡しに関する第十条の規定の適用上、締約国は、当該締約国のためにこれらの事項について連絡経路となる当局であって、要請若しくは請求を行い又はこれらを受ける責任を有するものを経済協力開発機構事務総長に通報する。もっとも、その通報は、締約国間の他の取決めの適用を妨げるものではない。

第十二条 監視及び事後措置

締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）の枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。締約国は、当該計画の費用を、この作業部会（又はその役割を継承するもの）に適用される規則に従って負担する。

第十三条 署名及び加入

- 1 この条約は、その効力発生の時まで、経済協力開発機構の加盟国による署名及び同機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会の完全な参加国となるように招請された非加盟国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、その効力発生の後、経済協力開発機構の加盟国である非署名国による加入及び国際商取引における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）の完全な参加国となった非署名国による加入のために開放しておく。これらの非署名国について

は、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十四条 批准及び寄託者

- 1 この条約は、署名国により、それぞれ自国の法令に従って受諾され、承認され又は批准されなければならない。
- 2 受諾書、承認書、批准書又は加入書は、この条約の寄託者を務める経済協力開発機構事務総長に寄託する。

第十五条 効力発生

- 1 この条約は、附属書に掲げる最大の輸出額を有する十の国のうちの五の国であって、その輸出額の総計がこれらの十の国の輸出額の総計の少なくとも六十パーセントを占めるものが受諾書、承認書又は批准書を寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずる。この条約は、その効力発生後に受諾書、承認書又は批准書を寄託する署名国については、これらの文書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。
- 2 千九百九十八年十二月三十一日後、この条約が1の規定に従って効力を生じない場合には、受諾書、承認書又は批准書を寄託したいかなる署名国も、この2の規定に従ってこの条約が効力を生ずることを受け入れる用意がある旨を寄託者に対し書面によって宣言することができる。この条約は、少なくとも二の署名国がそのような宣言書を寄託した日の後六十日目の日に当該署名国について効力を生ずる。この条約は、そのような効力発生の後に宣言書を寄託する署名国については、寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十六条 改正

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、改正案をその審議のための締約国の会議の開催の少なくとも六十日前までに他の締約国に送付する。締約国のコンセンサス方式により又は締約国がコンセンサス方式によって決定した他の方法により採択された改正案は、すべての締約国の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後六十日で、又は当該改正案の採択の際に締約国が特定した他の状況において、効力を生ずる。

第十七条 脱退

締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。脱退は、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。脱退の後、脱退の効力発生の日前に行われたすべての援助の要請又は犯罪人引渡しの請求については、締約国と脱退した締約国との間において協力を継続する。

千九百九十七年十二月十七日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書を作成した。

外国公務員贈賄防止指針

発 行 平成16年 5月26日
令和~~6~~³年 ~~5~~[●]月 改訂版

編 著 外国公務員贈賄防止総合窓口

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-3752 FAX : 03-3501-3580

E - m a i l : bzl-damezowai@meti.go.jp

U R L : https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/